

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月5日
【会社名】	NOK Group株式会社（注）1
【英訳名】	NOK Group Corporation（注）1
【代表者の役職氏名】	代表取締役 グループCEO 鶴 正雄（注）1
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門一丁目12番15号（注）1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	NOK株式会社 NOKグループ経本部 本部長 松永 信嗣 イーグル工業株式会社 常務執行役員経本部長 村田 良伸
【最寄りの連絡場所】	NOK株式会社 東京都港区芝大門一丁目12番15号 イーグル工業株式会社 東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	NOK株式会社 (03) 5405-6378 イーグル工業株式会社 (03) 3438-2291（代表）
【事務連絡者氏名】	NOK株式会社 NOKグループ経本部 本部長 松永 信嗣 イーグル工業株式会社 常務執行役員経本部長 村田 良伸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	543,992百万円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 1 本有価証券届出書提出日現在において、NOK Group株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）は未設立であり、2026年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本有価証券届出書提出日において未確定であるため、NOK株式会社（以下「NOK」といいます。）及びイーグル工業株式会社（以下「イーグル工業」といい、NOK及びイーグル工業を総称して「両社」、個別に「各社」といいます。）の最終連結会計年度末日（NOKは2026年3月31日、イーグル工業は2026年3月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	207,154,136株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注)4

- (注)1 普通株式は、2025年11月10日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認）、NOKにおいては2026年6月25日に開催予定の定時株主総会の特別決議、イーグル工業においては2026年6月24日に開催予定の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 2 上記発行数は、NOKの2026年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（160,903,090株）及びイーグル工業の2026年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（49,757,821株）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合（具体的には、後記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2) 株式移転計画の内容」に記載した株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）第12条をご参照ください。以下同じです。）、両社協議の上、変更することがあります。なお、両社は、共同持株会社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、NOKの2026年3月31日時点における自己株式数（233株）及びイーグル工業の2026年3月31日時点における自己株式数（3,506,542株）は、上記の算出において、対象から除外しております。また、NOK又はイーグル工業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の2026年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、上記発行数が変動することがあります。
- 3 両社は、共同持株会社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1、2

- (注)1 普通株式は、本株式移転に際して、基準時における両社の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、NOK普通株式1株に対して1株、イーグル工業普通株式1株に対して1株の割合で割当て、交付いたします。なお、上記割当て交付する株の割合は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議の上、変更することがあります。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本有価証券届出書提出日(2026年6月5日)において未確定ですが、両社の最終連結会計年度末日(2026年3月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は543,992百万円であり、当該金額のうち5,000百万円が資本金に組み入れられます。
- 2 共同持株会社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、2026年10月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号及び第208条)により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**東京証券取引所への上場について**

共同持株会社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である共同持株会社の普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所プライム市場への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(1) 本経営統合の背景、目的及び移行方法等

(ア) 本経営統合の背景

NOKは、1941年にゴム製オイルシールの製造・販売を行う日本ベアリング製造株式会社として創立され、以来、日本の自動車産業のみならず、一般産業機器全般に必要なシール製品をグローバルに供給してまいりました。また、1969年に日本メクトロン株式会社（現在のメクテック株式会社）を設立して以来、カメラ、パソコンや携帯電話、スマートフォン、データセンター需要拡大に加え、車載二次電池の電圧監視用部品など、エレクトロニクス製品の普及や小型化に不可欠なフレキシブルプリント基板の開発・供給を継続してまいりました。

イーグル工業は、1964年にNOKのメカニカルシール製造部門が独立し、日本シールオール株式会社として設立されました。以降、半世紀以上にわたり、メカニカルシールをはじめとした機器製品の素材から製品までの開発と生産・販売を通じ、各産業並びに社会の発展に貢献すべく事業を拡大し、自動車・建設機械、一般産業機械、半導体、船用、航空宇宙の5つの事業分野における、メカニカルシールの総合メーカーとしての地位を確固たるものとしております。

両社の事業上の関係においては、日本国内の自動車向け製品の販売において、NOKがイーグル工業の自動車向け製品の販売代理店を担う営業上の取引や、原材料購入並びに人事交流と一定の関係性を継続してまいりましたが、取り巻く事業環境は、両社の主要なマーケットである自動車業界をはじめ、気候変動対策としてのカーボンニュートラル実現に向けた各分野での取り組みが進むなど、両社は、次世代モビリティ・次世代エネルギー市場に向けた環境・省エネに資する新製品の開発や海外へのさらなる販路拡大といった重要な課題を共有しております。

また、NOKの主力製品であるオイルシール、イーグル工業の主力製品であるメカニカルシールは、その材質等、製品機能の観点から、両社独自の研究開発、生産、販売等のビジネス活動を進めてまいりましたが、これらの事業環境の変化を踏まえ、両社の将来の在り方を真摯に協議した結果、回転機械の軸封部の「封じる＝シール」機能に関しては、総合的な観点において「シーリング・ソリューション」という点で共通しており、これらを統合することで更なる顧客満足度の向上と両社の各事業分野における課題解決へ繋がる製品・サービスの提供が期待できるとの結論に至りました。そして、そのためには、これまで以上の事業上の関係を深めるべく、グループ一体となった経営体制を構築することこそが両社の企業価値向上に資するとの認識が一致し、共同持株会社の設立による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について最終的な合意に至りました。

(イ) 本経営統合の目的及びシナジー

本経営統合は、両社の経営資源の効率的・効果的な相互利用を通じた企業価値のさらなる向上を目的としております。統合のシナジーについては今後の統合準備プロセスの中でさらに精査してまいります。現時点では、以下のような効果が実現できることを期待しております。

グループ資源の最適化によるさらなる事業成長

両社ともにシール製品を事業の軸としていますが、NOKはオイルシール、イーグル工業はメカニカルシールと、両社の主力製品の適用領域、基盤技術や製品特性は異なっており、顧客基盤や、営業、技術、生産の各分野における強みやノウハウもそれぞれ独自の特徴を持っております。本経営統合を通じ、両社の経営資源の効率的な活用が可能となり、それぞれの顧客基盤に対してさらなる拡販の余地が期待できるほか、技術面ではNOKのゴムを中心とする有機材から、イーグル工業の金属・セラミックを中心とする無機材まで、両社の強みである素材技術を幅広く有することで、将来的な製品ラインアップの拡充による成長機会を期待しております。

効率的な事業運営による収益力の強化

両社の事業領域が徐々に拡張する中で一部に生じている重複も含め、統合を通じて一層の効率的な事業運営を進めてまいります。営業面では、物流の効率化や営業拠点の効率的な運用を期待しております。また、生産面においては両社が保有するグローバル拠点の有効活用に加え、重要な生産財である治工具・金型の内製化の拡大、規模の拡大に伴う購買力の向上など、収益性の向上につながる効率化を見込んでおります。

より効果的な経営資源の配分

本経営統合において設立される持株会社に必要とされる機能に関して、間接部門を集約・統合し、グループ経営資源の最適配分と効率化を図ってまいります。

また、持株会社に統合された戦略機能が、両社の有するシール事業全体、ひいては、グループ全体を俯瞰した投資戦略を立案・実行することで、M&Aを含めた事業投資、キャッシュ・フローの配分をより戦略的に推進し、企業価値の向上につなげることを目指します。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	NOK Group株式会社 (英文表示 : NOK Group Corporation)
(2) 事業内容	次の各号に掲げる事業を営むこと、及びこれらの事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること。 1. 密封装置類並びにその関連製品、及び工業用ゴム製品の製造・販売 2. 合成樹脂、合成ゴム、潤滑剤及び化学合成品の製造・加工・販売 3. 輸送用、建設用、農業用、鉄鋼用、製紙用、公害防止用、化学工業用、鉱業用等の機械・機器及び装置並びに部品の製造・販売 4. 油圧・空圧機器及び部品並びにシステムの設計・製作・販売 5. 粉末冶金、鋳造、炭素、特殊窯業製品の製造・販売 6. 電気・通信・電子・計測・音響機器及び部品の製造・販売 7. 医薬品及び医療用機械・機器・装置・用具並びに部品の製造・加工・販売 8. 密封装置類、製紙機械、原子力発電機器、油圧・空圧機器及び公害防止機器等の設置工事並びにその附帯工事の請負 9. 各種弁、継手、保温材及び管、動力伝達装置の製造・販売 10. 前各号に附帯又は関連する一切の業務
(3) 本店所在地	東京都港区芝大門一丁目12番15号
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役 グループCEO 鶴 正雄 取締役 グループCFO 武田 睦史 取締役 グループCTO 佐藤 祐樹 取締役 鶴 鉄二 常勤取締役（監査等委員） 林 一茂 社外取締役（監査等委員） 藤岡 誠 社外取締役（監査等委員） 島田 直樹 社外取締役（監査等委員） 今田 素子 社外取締役（監査等委員） 梶谷 篤
(5) 資本金	50億円
(6) 純資産	現時点では確定しておりません。
(7) 総資産	現時点では確定しておりません。
(8) 決算期	3月31日

イ 提出会社の企業集団の概要

共同持株会社設立後の、共同持株会社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の定時株主総会による承認を前提として、2026年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる共同持株会社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権の所有割合（％）	役員の兼任等	
					共同持株会社役員（名）	共同持株会社従業員（名）
（連結子会社） NOK株式会社	東京都港区	23,335,980	シール製品・工業用機能部品・油圧機器・プラント機器・原子力機器・合成化学製品・エレクトロニクス製品・その他の製造・仕入・輸入・販売並びに機械器具設置工事	100	0 （予定）	未定
（連結子会社） イーグル工業株式会社	東京都港区	10,490,981	各種メカニカルシール、特殊バルブ、プラント機器、船用製品、金属ベローズ応用品等の製造・販売並びに機械器具設置工事等上記に付帯する業務	100	1 （予定）	未定

- （注）1 両社は、それぞれ有価証券報告書の提出会社です。
 2 両社は、共同持株会社の特定子会社に該当する予定です。
 3 本株式移転に伴う共同持株会社設立日（2026年10月1日）をもって、両社は、共同持株会社の株式移転完全子会社となり、両社の普通株式は2026年9月29日をもって上場廃止となる予定です。
 4 本株式移転に伴う共同持株会社設立日（2026年10月1日）における両社の役員は未定であることから、役員の兼任については、共同持株会社就任予定者のうち、本有価証券届出書提出日現在の両社役員との兼任予定について記載しております。

上記のとおり、本株式移転に伴う共同持株会社設立後、両社は、共同持株会社の株式移転完全子会社となります。共同持株会社の完全子会社となる両社の最終連結会計年度末日時点（2026年3月31日時点）の状況は、以下のとおりです。

NOKの概要

() 事業内容

NOKの事業内容につきましては、下記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) NOK」をご参照ください。

() 関係会社の状況

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼 任等 (名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃 貸借
メクテック(株) 1	東京都港区	百万円 5,000	電子部品の製造・販売	100	4	貸付	製品の一部を NOKが販売し ている。	有
ユニマテック(株)	東京都港区	百万円 400	化学合成品等の製造・販売	100	4	貸付	製品の一部を NOKに販売し ている。	有
NOKクリューバー(株)	東京都港区	百万円 100	特殊潤滑剤の製造・販売	51	4	貸付	製品をNOKが 販売してい る。	無
(株)エストー	大阪府大阪市 生野区	百万円 62	超精密金型の設計・製作及び 超精密射出成形品の製造・販 売	100	3	貸付	無	無
タイNOK Co.,Ltd. 1	タイ チョンブリ	千B 1,200,000	東南アジア地域における関係 会社の統轄及びシール製品の 製造・販売	100	2	無	製品の一部を NOKに販売し ている。	無
NOK Inc.	アメリカ ネバダ州	千US \$ 7,200	シール製品等の製造・販売を 行っているフロイデンベルグ NOKジェネラルパートナー シップへの出資	100	2	無	無	無
NOKメタル(株) 4	宮城県遠田郡 涌谷町	百万円 300	シール製品の加工	100	5	貸付	NOK等に製品 を販売してい る。	有
宮城NOK(株) 4	宮城県加美郡 加美町	百万円 20	シール製品の加工	100	6	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
東北シール工業(株) 4	福島県耶麻郡 猪苗代町	百万円 50	シール製品の加工	100	6	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
三春工業(株) 4	福島県田村郡 三春町	百万円 10	シール製品の加工	100	6	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
TSK(株) 4	福島県岩瀬郡 天栄村	百万円 14	シール製品の加工	100	6	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
二本松NOK(株) 4	福島県二本松市	百万円 9	シール製品の加工	100	6	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
磯原ウレタン工業(株) 4	茨城県北茨城市	百万円 15	合成樹脂製品の成形・加工	100	6	無	NOK製品の加 工をしてい る。	有
イツシン工業(株) 4	長野県北佐久郡 立科町	百万円 12	合成樹脂製品の成形・加工	100	5	無	NOK製品の加 工をしてい る。	有
神奈川精機(株) 4	福島県本宮市	百万円 30	合成樹脂製品の成形・加工	100	5	無	NOK製品の加 工をしてい る。	有
(株)MEK-J	茨城県牛久市	百万円 10	電子部品の加工	100 (100)	無	無	無	無

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼 任等 (名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃 貸借
NOKフガクエンジ ニアリング(株)	東京都港区	百万円 150	型・治工具等の製造・販売	100	5	貸付	製品を主に NOKに販売し ている。	無
NOK Industrial Sales(株)	東京都新宿区	百万円 30	シール製品等の仕入・販売	100	5	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
菊川シール工業(株) 4	静岡県菊川市	百万円 100	ガスケット製品の加工	100	5	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
(株)エム・ワイ・ケー 4	静岡県牧之原市	百万円 10	ガスケット製品の加工	100	5	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
TVC(株) 1 4	鳥取県西伯郡 南部町	百万円 100	防振ゴム製品の加工	100	4	無	NOK製品の加 工をしてい る。	有
NOKエラストマー(株) 4	福岡県嘉麻市	百万円 100	ゴム原材料の加工	100	4	貸付	NOK等に製品 を販売してい る。	有
佐賀NOK(株) 4	佐賀県嬉野市	百万円 90	精密ゴム製品の加工	100	7	無	NOK製品の加 工をしてい る。	有
熊本NOK(株) 4	熊本県阿蘇市	百万円 20	Oリング製品の加工	100	5	無	NOK製品の加 工をしてい る。	有
阿蘇NOK(株) 4	熊本県阿蘇市	百万円 20	Oリング製品の加工	100	6	無	NOK製品の加 工をしてい る。	有
玖珠NOK(株) 4	大分県玖珠郡 九重町	百万円 15	Oリング製品の加工	100	5	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
クス精密(株)	大分県玖珠郡 玖珠町	百万円 30	型・治工具等の加工	100 (100)	無	無	無	無
日南NOK(株) 4	宮崎県日南市	百万円 20	Oリング製品の加工	100	5	貸付	NOK製品の加 工をしてい る。	有
NOKアジア Co.,Pte.Ltd.	シンガポール	千S \$ 19,059	シール製品等の製造・販売	100 (0.2)	2	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
NOKグループセール スデベロップメント チャイナCo.,Ltd.	中国 無錫	千人民元 7,500	アジア地域における販売企 画、中国生産品の仕入・販売	100 (100)	4	無	無	無
P.T.NOKインドネシ ア	インドネシア ブカシ	百万Rp 121,638	シール製品の製造・販売	100 (100)	2	無	原材料の一部 をNOKより購 入している。	無
P.T.NOKインドネシ アセールス	インドネシア ブカシ	百万Rp 10,650	シール製品の販売	100 (100)	3	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
P.T.NOKフロイデン ベルグ シーリン グ テクノロジーズ	インドネシア バタム島	百万Rp 137,928	シール製品の加工	99.9 (99.9)	2	無	原材料の一部 をNOKより購 入している。	無
NOK(無錫)パイプ レーションコント ロールチャイナ Co.,Ltd. 1	中国 無錫	千人民元 243,632	防振ゴム製品の製造・販売	100	4	無	製品の一部を NOKに販売し ている。	無

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼 任等 (名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃 貸借
ベトナムNOK Co.,Ltd. 1	ベトナム ビエンホア	百万Dong 429,558	シール製品の製造・販売	100	3	無	製品の一部を NOKに販売し ている。	無
NOKフロイデンベル グシンガポール Pte.Ltd. 1	シンガポール	千S \$ 80,633	中国・インドの子会社・関連 会社への出資	2 50	3	無	無	無
無錫NOKフロイデン ベルグ Co.,Ltd. 1	中国 無錫	千人民元 350,622	シール製品の製造・販売	100 (100)	2	無	原材料の一部 をNOKより購 入している。	無
長春NOKフロイデン ベルグ Co.,Ltd.	中国 長春	千人民元 90,000	シール製品の製造・販売	100 (100)	1	無	原材料の一部 をNOKより購 入している。	無
NOKフロイデンベル グ香港 Ltd.	中国 香港	千HK \$ 2,500	シール製品等の仕入・販売	100 (100)	1	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
NOKフロイデンベル ググループセールス チャイナ Co.,Ltd.	中国 上海	千人民元 36,335	シール製品の仕入・販売	100 (100)	1	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
NOKフロイデンベル ググループトレー ディングチャイナ Co.,Ltd.	中国 上海	千人民元 3,310	シール製品の仕入・販売	100 (100)	1	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
太倉NOKフロイデン ベルグ シーリング プロダクツCo.,Ltd.	中国 太倉	千人民元 30,913	シール製品の加工	100 (100)	1	無	原材料の一部 をNOKより購 入している。	無
NOK ウォータート リートメントテクノ ロジーCo.,Ltd.	中国 無錫	千人民元 63,303	機能膜製品の製造・販売	100	2	貸付	製品の一部を NOKに販売し ている。	無
ユニマテックケミカ ルズチャイナ Co.,Ltd.	中国 上海	千人民元 2,634	化学合成品の仕入・販売	100 (100)	1	無	無	無
ユニマテックシンガ ポール Pte.Ltd. 1	シンガポール	千S \$ 82,000	化学合成品等の製造	100 (100)	無	無	無	無
ユニマテックテクノ ロジーシンガポール Pte.Ltd.	シンガポール	千S \$ 200	エラストマー製品の技術サー ビス・委託開発	100 (100)	無	無	無	無
ユニマテックケミカ ルズシンガポール Pte.Ltd.	シンガポール	百万円 60	化学合成品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
ユニマテックケミカ ルズインド Pvt.Ltd.	インド ハリヤーナー	千INR 25,000	化学合成品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
ユニマテックケミカ ルズアメリカ Inc.	アメリカ ミシガン州	千US \$ 250	化学合成品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
ユニマテックケミカ ルズヨーロッパ GmbH	ドイツ バインハイム	千Euro 25	化学合成品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
NVCセールスアメリ カInc.	アメリカ ミシガン州	千US \$ 100	防振ゴム製品の仕入・販売	100	3	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
NVCセールスメキシ コS.A. de C.V.	メキシコ サン・ルイス・ ポトシ州	千メキシコ ペソ 3,535	防振ゴム製品の仕入・販売	100	3	無	無	無

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼 任等 (名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃 貸借
石野ガスケツトノ スアメリカ LLC	アメリカ ミシガン州	千US \$ 500	ガスケツト製品の仕入・販売	100 (100)	3	無	無	無
メクテックマニュ ファクチャリング Corp.台湾 Ltd.	台湾 高雄	千NT \$ 416,085	電子部品の製造・販売	86.8 (86.8)	無	債務保証	無	無
メクテックマニュ ファクチャリング Corp. タイ Ltd.	タイ アユタヤ	千B 200,000	電子部品の製造・販売	75 (75)	無	無	無	無
メクテックマニュ ファクチャリング Corp. 珠海 Ltd. 1	中国 珠海	千人民元 431,678	電子部品の製造・販売	100 (100)	無	無	無	無
メクテックマニュ ファクチャリング Corp. 蘇州 1	中国 蘇州	千人民元 791,236	電子部品の製造・販売	100 (100)	無	債務保証	無	無
メクテック Corp.韓 国 Ltd.	韓国 ソウル	百万Won 1,800	電子部品の製造・販売	100 (100)	無	無	無	無
NOKプレジジョンコ ンポーネントシンガ ポール Pte.Ltd.	シンガポール	千US \$ 7,198	HDD用製品の製造・販売	100 (100)	無	無	無	無
P.T.NOKプレジジ ョンコンポーネントバ タム	インドネシア バタム島	千US \$ 1,000	HDD用製品の加工	100 (100)	無	無	無	無
メクテックプレシ ジョンコンポーネン トタイ Ltd.	タイ アユタヤ	千B 360,000	HDD用製品等の製造・販売	100 (100)	無	無	原材料の一部 をNOKより購 入している。	無
メクテック Corp.シ ンガポール Pte.Ltd.	シンガポール	千US \$ 105	電子部品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
メクテック Corp.香 港 Ltd. 3	中国 香港	千HK \$ 1,000	電子部品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
メクテック Corp.深 セン Ltd.	中国 深セン	千人民元 500	電子部品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
メクテックインター ナショナル Corp.	アメリカ カリフォルニア 州	千US \$ 1,000	電子部品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
メクテックトレー ディング(上海) Co.,Ltd.	中国 上海	千人民元 2,482	電子部品の仕入・販売	100 (100)	無	無	無	無
メクテック ヨー ロッパ GmbH	ドイツ バインハイム	千Euro 10,200	欧州地域の子会社への出資	100 (100)	無	無	無	無
メクテックマニュ ファクチャリング Corp.ヨーロッパ CZs.r.o.	チェコ チェスケー・ブ ジェヨヴィツェ	千チェコK 12,000	電子部品の製造・販売	100 (100)	無	無	無	無
メクテックマニュ ファクチャリング Corp.ヨーロッパ HUKft.	ハンガリー ピーセル	千ハンガ リーFt 451,000	電子部品の製造・販売	100 (100)	無	無	無	無
メクテックマニュ ファクチャリング Corp.ベトナム Ltd. 1	ベトナム フンイエン	百万Dong 1,369,700	電子部品の製造・販売	100 (100)	無	無	無	無

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼 任等 (名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃 貸借
メクテックマニュ ファクチャリング Corp.メキシコ S.A.de C.V.	メキシコ サン・ルイス・ ポトシ州	千メキシコ ペソ 91,000	電子部品の製造・販売	100 (100)	無	無	無	無
NOKヨーロッパ GmbH	ドイツ バインハイム	千Euro 100	欧州地域における関係会社の 統括	100	1	無	無	無
エストーノースアメリ カ Co.,Ltd.	アメリカ デラウェア州	千US \$ 1,000	超精密射出成形品の製造・販 売	100 (100)	3	無	無	無
その他7社								

(2) 持分法適用会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼 任等 (名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃 貸借
イーグル工業(株)	東京都港区	百万円 10,490	メカニカルシール等の製造・ 販売	32.3 (0.2)	無	無	該社製品を購 入並びにNOK 製品を販売し ている。	有
潮物産(株)	北海道札幌市 西区	百万円 30	シール製品等の仕入・販売	21.3	1	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
日昇工業(株)	福島県二本松市	百万円 50	ガスケット製品の加工	35	無	無	NOK製品の加 工をしてい る。	有
昭和機器工業(株)	埼玉県比企郡 嵐山町	百万円 40	金属加工製品の製造・販売	25	1	無	製品をNOK等 に販売してい る。	無
松本産業(株)	静岡県富士市	百万円 10	シール製品等の仕入・販売	20	無	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
東輝産業(株)	大阪府八尾市	百万円 70	シール製品等の仕入・販売	25	1	無	NOK等の製品 を販売してい る。	無
オタライト(株)	福岡県春日市	百万円 180	樹脂製品の製造・販売	23.1 [4.8]	1	無	製品をNOK等 に販売してい る。	有
和喜輸送(株)	東京都品川区	百万円 31	シール製品等の運送・保管	30	3	無	NOK製品等を 運送・保管し ている。	無
東伸運輸(株)	愛知県安城市	百万円 60	シール製品等の運送・保管	30	3	無	NOK製品等を 運送・保管し ている。	有
フロイデンベルグ NOK ジェネラルパー トナーシップ	アメリカ ミシガン州	千US \$ 105,000	シール製品等の製造・販売	40 (40)	2	無	該社製品を購 入並びにNOK 製品を販売し ている。	有
フロイデンベルグ NOK Pvt .Ltd.	インド チェンナイ	千インド ルピー 150,478	シール製品等の製造・販売	100 (100)	2	無	製品をNOK等 より購入して いる。	無
平和オイルシール工 業(株)	大韓民国 大邱	百万won 22,140	シール製品等の製造・販売	50	6	無	該社製品を購 入並びにNOK 製品を販売し ている。	無
その他3社								

(注) 1 1は特定子会社に該当しております。

2 2の持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

3 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数であり、[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

- 4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社
イーグル工業

- 5 3は、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えている連結子会社となります。

メクテック Corp.香港 Ltd.

主要な損益情報等	(1) 売上高	189,055百万円
	(2) 経常利益	663百万円
	(3) 当期純利益	561百万円
	(4) 純資産額	6,055百万円
	(5) 総資産額	28,185百万円

- 6 4は、2026年4月1日を効力発生日として、日本国内の生産拠点を再編し、新たに生産会社5社を設立しております。

- ・ NOK東北(株)

吸収合併存続会社：二本松NOK(株)

吸収合併消滅会社：NOKメタル(株)、TSK(株)、東北シール工業(株)、三春工業(株)、宮城NOK(株)

- ・ NOK北関東(株)

吸収合併存続会社：磯原ウレタン工業(株)

吸収合併消滅会社：イツシン工業(株)、神奈川精機(株)

- ・ NOK静岡(株)

吸収合併存続会社：菊川シール工業(株)

吸収合併消滅会社：(株)エム・ワイ・ケー

- ・ NOK鳥取(株)

存続会社：TVC(株)

- ・ NOK九州(株)

吸収合併存続会社：佐賀NOK(株)

吸収合併消滅会社：NOKエラストマー(株)、阿蘇NOK(株)、玖珠NOK(株)、熊本NOK(株)、日南NOK(株)

イーグル工業の概要

() 事業内容

イーグル工業の事業内容につきましては、下記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) イーグル工業」をご参照ください。

() 関係会社の状況

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		
					資金援助	主要な営業上の取引	設備の賃貸借等
島根イーグル㈱	島根県雲南市	百万円 490	自動車・建設機械業界向け事業	100.0	無	該社製品の仕入	機械の一部を賃貸
岡山イーグル㈱ (注)2	岡山県高梁市	百万円 480	自動車・建設機械業界向け事業	100.0	貸付金	該社製品の仕入	機械の一部を賃貸
広島イーグル㈱	東京都港区	百万円 100	自動車・建設機械業界向け事業	100.0	貸付金	該社製品の仕入	機械の一部を賃貸
イーグルブルグマン ジャパン㈱ (注)2	東京都港区	百万円 2,930	一般産業機械業界向け事業	75.0	無	該社製品の仕入	土地・建物等の一部を賃貸
新潟イーグル㈱	東京都港区	百万円 490	半導体業界向け事業	100.0	貸付金	該社製品の仕入	無
イーグルハイキャスト ㈱	東京都港区	百万円 90	船用業界向け事業	100.0	貸付金	該社製品の仕入	機械の一部を賃貸
北海道イーグル㈱	北海道山越郡 長万部町	百万円 30	航空宇宙業界向け事業	100.0	無	加工部品の購入	機械の一部を賃貸
㈱バルコム	大阪府豊中市	百万円 105	航空宇宙業界向け事業	100.0	無	無	無
NEK CO., LTD.	韓国	百万Won 4,277	自動車・建設機械業界向け事業等	100.0	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
イーグルインダストリー 台湾CORP.	台湾	千NT \$ 60,000	自動車・建設機械業界向け事業	100.0	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
EKKイーグル(タイ ランド)CO., LTD. (注)2	タイ	千B 400,000	自動車・建設機械業界向け事業	100.0	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
P.T. イーグルインダ ストリーインドネシ ア	インドネシア	百万Rp 31,832	自動車・建設機械業界向け事業	99.9	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
EKKイーグルプロダ クツインディア PVT. LTD.	インド	千INR 500,000	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (0.0)	債務保証	イーグル工業製品の販売	無
イーグルインダスト リーセールスアンド サービス(WUXI) CO., LTD.	中国	千人民元 20,000	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
イーグルインダスト リー(WUXI)CO., LTD. (注)2	中国	千人民元 279,853	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
EKKセールスヨー ロッパB.V.	オランダ	千Euro 18	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
イーグルジムラック スB.V. (注)2	オランダ	千Euro 8,617	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		
					資金援助	主要な営業上の取引	設備の賃貸借等
イーグルインダストリーフランスS.A.S. (注)2	フランス	千Euro 20,098	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
イーグルアクチュエータコンポーネンツ GmbH & Co. KG	ドイツ	千Euro 5,010	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	無	無
イーグルインダストリーハンガリーKft.	ハンガリー	千ハンガリー Ft 3,000	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	無	無
イーグルエービーシーテクノロジーS.A.S. (注)2	フランス	千Euro 8,940	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	該社製品の仕入	無
EKKイーグルアメリカINC. (注)2	アメリカ	千US\$ 14,380	自動車・建設機械業界向け事業等	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
EKKイーグルインダストリーメキシコS.A. de C.V. (注)2	メキシコ	千メキシコ ペソ 866,336	自動車・建設機械業界向け事業	100.0 (0.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
EKK INC. (注)2	アメリカ	千US\$ 51,550	自動車・建設機械業界向け事業(持株統括会社)	100.0	無	無	無
イーグルホールディングヨーロッパB.V.	オランダ	千Euro 2,362	自動車・建設機械業界向け事業(持株統括会社)	100.0	貸付金 債務保証	無	無
イーグルブルグマン インディアPVT.LTD.	インド	千INR 29,201	一般産業機械業界向け事業	38.6 [22.8]	債務保証	イーグル工業製品の販売	無
イーグルブルグマン (マレーシア) SDN.BHD.	マレーシア	千RM 6,044	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
P.T.イーグルブルグマン インドネシア	インドネシア	百万Rp 3,581	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
イーグルブルグマン コリアCO.,LTD.	韓国	百万Won 4,055	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
イーグルブルグマン フィリピンINC.	フィリピン	千PHP 21,675	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
イーグルブルグマン (タイランド) CO.,LTD.	タイ	千B 148,589	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	債務保証	イーグル工業製品の販売	無
イーグルブルグマン オーストラリア PTY.LTD.	オーストラリア	千AU\$ 2,356	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	債務保証	イーグル工業製品の販売	無
イーグルブルグマン 台湾CO.,LTD.	台湾	千NT\$ 93,000	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
イーグルブルグマン シンガポール PTE.LTD.	シンガポール	千S\$ 1,151	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
イーグルブルグマン ベトナムCO.,LTD.	ベトナム	百万Dong 21,288	一般産業機械業界向け事業	100.0 (100.0)	無	イーグル工業製品の販売	無
EBIアジアパシフィックPTE.LTD. (注)2	シンガポール	千S\$ 38,446	一般産業機械業界向け事業(持株統括会社)	75.0	無	無	無
イーグルヨーロッパ GmbH	ドイツ	千Euro 100	一般産業機械業界向け事業(持株統括会社)	100.0	無	無	無

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容		
					資金援助	主要な営業上の取引	設備の賃貸借等
イーグルテクノロジー台湾CO.,LTD.	台湾	千NT \$ 50,000	半導体業界向け事業	100.0	無	無	無
EKKイーグルアジアパシフィックPTE.LTD.	シンガポール	千S \$ 300	船用業界向け事業等	100.0	債務保証	イーグル工業製品の販売並びに保守修理の委託	無
KEMELヨーロッパLTD.	イギリス	千GBP 170	船用業界向け事業	100.0	無	イーグル工業製品の販売	無
KEMELセールスアンドサービス(SHANGHAI)CO.,LTD.	中国	千人民元 10,000	船用業界向け事業	100.0	無	保守修理の委託	無

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2 特定子会社に該当しております。
 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

(2) 持分法適用会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容		
					資金援助	主要な営業上の取引	設備の賃貸借等
イーグルブルグマンジャーマニー GmbH&Co.KG	ドイツ	千Euro 40,000	一般産業機械業界向け事業	25.0 (25.0)	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	無
EBIアジアPTE.LTD.	シンガポール	千S \$ 40,600	一般産業機械業界向け事業 (持株統括会社)	50.0	無	無	無
イーグルブルグマンアトランティック GmbH	ドイツ	千Euro 60	一般産業機械業界向け事業 (持株統括会社)	25.0	無	無	無
イーグルブルグマンモデルイースト GmbH	ドイツ	千Euro 137	一般産業機械業界向け事業 (持株統括会社)	40.0	無	無	無
その他34社							

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。

(3) その他の関係会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容		
					資金援助	主要な営業上の取引	設備の賃貸借等
NOK(株) (注) 1 (注) 2	東京都港区	百万円 23,335	オイルシール等の製造・販売	32.3 (0.2)	無	イーグル工業製品の販売並びに該社製品の仕入	土地等の一部を賃借

- (注) 1 議決権の所有割合の()内は、上記その他の関係会社の子会社によるものであり、内数としております。
 2 上記その他の関係会社は有価証券報告書を提出しております。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、両社は共同持株会社の完全子会社になる予定です。前記「提出会社の企業集団の概要」イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

イ 役員の兼任関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社の役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」及び後記「第三部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との取引関係は、未定です。共同持株会社の完全子会社である両社とその関係会社との取引関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両社は、両社の定時株主総会による承認を前提として、2026年10月1日（予定）をもって、共同持株会社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする本株式移転計画を、2025年11月10日開催の各社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。そして、両社は、2026年5月21日付で、本経営統合契約及び当該株式移転計画の別紙（共同持株会社の定款）の変更に関する覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結し、当該株式移転計画書の別紙を変更いたしました（当該変更後の株式移転計画書を、以下「本株式移転計画」といいます。）。

本株式移転計画に基づき、NOKの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株、イーグル工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、NOKは2026年6月25日に開催予定の定時株主総会において、イーグル工業は2026年6月24日に開催予定の定時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写し）」に記載のとおりです。なお、以下の株式移転計画書（写し）における別紙の定款は、両社間の2026年5月21日付合意による変更後の内容を反映しております。

株式移転計画書(写し)

NOK株式会社(以下「甲」という。)及びイーグル工業株式会社(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

(本株式移転)

第1条 本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立日(第6条に定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

(新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第2条 新会社の目的等に関する事項は、次の各号に規定するとおりとする。

1. 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

2. 商号

新会社の商号は、「NOK Group株式会社」とし、英文では「NOK Group Corporation」と表示する。

3. 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区芝大門一丁目12番15号とする。

4. 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、7億株とする。

前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

(新会社設立時役員)

第3条 新会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)、設立時監査等委員である設立時取締役及び設立時会計監査人の氏名又は名称については、次の各号に規定するとおりとする。

1. 新会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。員

数:合計4名

鶴 正雄(代表取締役 グループCEO)

武田 睦史(取締役 グループCFO)

佐藤 祐樹(取締役 グループCTO)

鶴 鉄二(取締役)

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。(員数:合計5名)

林 一茂(常勤)

藤岡 誠(社外取締役)

島田 直樹(社外取締役)

今田 素子(社外取締役)

梶谷 篤(社外取締役)

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

監査法人日本橋事務所

(本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割り当て)

第4条 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲及び乙の株主名簿記載の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、()甲が基準時に発行している普通株式の数に1を乗じて得られる数、及び()乙が基準時に発行している普通株式の数に1を乗じて得られる数の合計に相当する新会社の普通株式(以下「交付株式」という。)を交付する。

新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対して、次の各号に規定する割合をもって割り当てる。

1. 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株

2. 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株

前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。)第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

（新会社の資本金及び準備金）

第5条 新会社の成立日における新会社の資本金は50億円とし、準備金の額は、会社計算規則第52条の定めにより、甲及び乙が決定する。

（新会社成立日）

第6条 新会社の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができるものとする。

（株式上場、株主名簿管理人）

第7条 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。新会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

（株式移転計画承認株主総会）

第8条 甲及び乙は、2026年6月に開催予定の定時株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を行うものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができるものとする。

（自己株式の消却）

第9条 甲及び乙は、成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含むが、甲及び乙の役員報酬BIP信託に係る信託財産として受託者が管理するそれぞれの株式は含まれない。）の全部を基準時に消却するものとする。

（剰余金の配当等）

第10条 甲は、（ ）2026年3月31日を基準日として普通株式1株あたり65円を限度として、また、（ ）2026年9月30日を基準日として普通株式1株あたり70円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。また、甲は、（ ）成立日の前日までの間、法令等に従い、総額30,000百万円を限度として、自己株式の取得を行うことができる。乙は、（ ）2026年3月31日を基準日として普通株式1株あたり65円を限度とし、また、（ ）2026年9月30日を基準日として普通株式1株あたり70円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成日から成立日までの間、成立日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲乙協議の上合意をした場合は、この限りではない。

（事業の運営等）

第11条 甲及び乙は、甲及び乙が別途合意する場合を除き、本計画作成日から成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって、本計画作成日以前と実質的に同一かつ通常の業務の範囲において、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって、本計画作成日以前と実質的に同一かつ通常の業務の範囲において、その業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。甲及び乙は、本計画作成日から成立日までの間、甲及び乙が別途合意する場合を除き、本株式移転の実行又は本株式移転における株式移転比率の合理性に重大な影響を及ぼす可能性のある事由又は事象が判明した場合は、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知し、相手方と誠実に協議するものとする。

（本株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

第12条 甲及び乙は、本計画作成後、新会社の成立日までの間、天災地変その他当事者の責に帰すことのできない事情により、甲又は乙の資産・負債・経営状態等に重要な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙間で協議し、書面による合意の上で、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力）

第13条 本計画は、第8条に規定する甲若しくは乙の株主総会による本計画の承認その他の本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合、又は前条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

（合意管轄）

第14条 本計画に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第15条 甲及び乙は、本計画に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本計画の趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上

以上、本計画作成の証として、本計画書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ各1通を保有する。

2025年11月10日

甲 東京都港区芝大門一丁目12番15号
NOK株式会社
代表取締役 社長執行役員
グループCEO 鶴 正雄

乙 東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルB館14階
イーグル工業株式会社
代表取締役会長兼社長 鶴 鉄二

別紙 定款

NOK Group株式会社定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、NOK Group株式会社と称し、英文ではNOK Group Corporationと表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、及びこれらの事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 密封装置類並びにその関連製品、及び工業用ゴム製品の製造・販売
2. 合成樹脂、合成ゴム、潤滑剤及び化学合成品の製造・加工・販売
3. 輸送用、建設用、農業用、鉄鋼用、製紙用、公害防止用、化学工業用、鉱業用等の機械・機器及び装置並びに部品の製造・販売
4. 油圧・空圧機器及び部品並びにシステムの設計・製作・販売
5. 粉末冶金、鑄造、炭素、特殊窯業製品の製造・販売
6. 電気・通信・電子・計測・音響機器及び部品の製造・販売
7. 医薬品及び医療用機械・機器・装置・用具並びに部品の製造・加工・販売
8. 密封装置類、製紙機械、原子力発電機器、油圧・空圧機器及び公害防止機器等の設置工事並びにその附帯工事の請負
9. 各種弁、継手、保温材及び管、動力伝達装置の製造・販売
10. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、7億株とする。

（単元株式数）

第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第9条 当会社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

（基準日）

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、予め2週間前までに公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

（招集）

第11条 定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

（招集権者及び議長）

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（総会の決議の方法）

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人はその代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、10年間当会社本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第17条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の員数及び選任）

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、6名以内とする。

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（代表取締役及び役付取締役）

第19条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から選定する。

取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から会長、社長各1名を選定することができる。

（取締役の任期）

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠又は増員のため選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でない在任取締役の任期の満了する時までとする。

補欠のため選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（取締役の報酬等）

第21条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会が別に定める取締役会規則による。

（取締役会の招集権者及び議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第28条 当社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第29条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当会社本店に備え置く。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第30条 当社は、監査等委員会を置く。

（常勤監査等委員）

第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規則）

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会が別に定める監査等委員会規則による。

（監査等委員会の招集通知）

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会議事録）

第35条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名の上これを10年間当会社本店に備え置く。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第36条 当社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第43条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、当社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、第21条の規定にかかわらず、以下のとおりとし、監査等委員でない取締役の個別の報酬等の額については取締役会に一任する。なお、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

(1) 監査等委員でない取締役 年額460百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)

(2) 監査等委員である取締役 年額100百万円以内

当社の取締役及び執行役員(監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「当社取締役等」という。)に対する、当社の成立の日から2029年3月末日に終了する事業年度までの期間(以下「本対象期間」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度」という。次条において同じ。)による報酬等の額及び内容は、以下のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬は、前項に定めるものとは別枠とする。

(1) 本制度の概要

本制度は、NOK株式会社(以下「NOK」という。)及びイーグル工業株式会社(以下「イーグル工業」という。)が、2026年9月30日までに信託に拠出した金員及び当社が本対象期間に拠出する金員を信託へ拠出し、当該金員を原資として信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて当社株式が株式市場又は当社(自己株式処分)から取得され(本対象期間に係る当社株式は株式市場から取得予定)、当社取締役等に対して、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)について役員報酬として交付及び給付(以下「交付等」という。)を行う業績連動型株式報酬制度である。

本制度は、NOKの2024年6月26日開催の株主総会及びイーグル工業の2024年6月25日開催の株主総会において承認された株式報酬制度を一部改定した内容であり、当社は、NOKが三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した2022年8月5日付の役員報酬BIP信託契約(当該信託契約に係る信託期間を2029年8月31日まで延長する予定である。以下、当該信託契約に係る信託を「本信託(NOK)」という。)及びイーグル工業が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した2022年8月5日付の役員報酬BIP信託契約(当該信託契約に係る信託期間を2029年8月31日まで延長する予定である。以下、当該信託契約に係る信託を「本信託(イーグル工業)」という。)について、2026年10月1日をもって、NOK及びイーグル工業の契約上の地位及び権利義務をそれぞれ承継(以下、NOK及びイーグル工業の契約上の地位及び権利義務の承継をあわせて「本承継」という。)するとともに、本信託(NOK)及び本信託(イーグル工業)を本信託として取り扱うものとする(なお、本承継後、本信託(NOK)及び本信託(イーグル工業)を所定の手続きを行った上で統合する。)

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、当社取締役等に対する交付等の対象とする当社株式取得のために、対象期間毎に当社から本信託に拠出される信託金の上限は、670百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額(対象期間が3年の場合は合計2,010百万円)としたうえで、かかる信託金を拠出し、当社取締役等を受益者として対象期間に対応する期間の本信託を設定する。

当社は、対象期間中、当社取締役等に対して、下記(3)に定めるとおりポイントの付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行う。

また、本対象期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することができるものとし、それ以降についても同様とする。その場合、原則3年間が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一の期間について本信託の信託期間を延長し、当社は、当社取締役等に対する交付等の対象とする当社株式取得を目的として、670百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き新たな対象期間について、当社取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続する。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の対象期間の末日において、当社取締役等に対する交付等の対象とする当社株式取得のために取得又は拠出された当社株式(当社取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)のうち、信託財産内に残存するものがあるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、670百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額の範囲内とする。

なお、本信託の対象期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、ポイントの付与は行わないものとする。ただし、当該時点で当社株式の交付が未了である取締役等が在任している場合には、当社株式の交付が完了するまで、最長で約2年間、本信託の信託期間を延長させることがある。

(3) 当社取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限等

当会社取締役等に対して交付等が行われる当会社株式等の数は、「株式交付ポイント」の数により定まる。株式交付ポイント1ポイントにつき当会社株式1株を交付するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てる。ただし、当会社株式について対象期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイント1ポイントあたりの当会社株式数及び当会社取締役等に交付等が行われる当会社株式等の数の上限を調整する。

株式交付ポイントの算定方法

a. 業績連動部分

対象期間中、毎年役位等に応じて付与される基準ポイントのうち50%に相当するポイントに対し、原則として3年経過後に目標達成度に応じた業績連動係数を乗じて算定する。

業績連動係数は、相対TSR(TOPIX)とし、業績目標の達成度等に応じて0~200%の範囲で変動する。

なお、対象期間中の事業年度の途中で退任、死亡又は国内非居住者となった当会社取締役等については、業績連動係数を100%とした上で、株式交付ポイントを速やかに付与するものとする。

b. 非業績連動部分

対象期間中、毎年役位等に応じて付与される基準ポイントのうち50%に相当するポイントとする。

本信託の対象期間について当会社取締役等に交付等が行われる当会社株式等の数(当会社取締役等に付与されるポイントの数)の上限は、36万株に対象期間の年数を乗じた株式数とする(対象期間が3年の場合は合計108万株)。なお、当該当会社取締役等に交付等が行われる当会社株式等の数の上限は、上記の当会社が拠出する金員の上限を踏まえ、過去株価等を参考に設定する。

(4) 当会社取締役等に対する当会社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす当会社取締役等は、基準ポイントの付与から3年を経過した後の一定時期に、所定の受益権確定手続を行うことにより、株式交付ポイント数の50%に相当する当会社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当会社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとする。

なお、対象期間中に受益者要件を満たす当会社取締役等が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当会社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該当会社取締役等の相続人が受けるものとする。

また、受益者要件を充足する場合であっても、当会社取締役等による非違行為等が取締役会で確認された場合には、全部若しくは一部の当会社株式等の交付等を行わず、又は交付等を行った当会社株式等若しくはその相当額の全部若しくは一部の返還を求めることができるものとする。

(5) 本信託内の当会社株式に関する議決権

本信託内にある当会社株式(当会社取締役等に交付等が行われる前の当会社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとする。

(6) 本信託内の当会社株式の配当の取り扱い

本信託内の当会社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当される。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当金の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当会社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当会社及び当会社取締役等と利害関係のない団体への寄附を行うものとする。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定める。また、当会社は、本制度と同様の制度を当会社の子会社にも導入することができる。

(本附則の削除)

第3条 本附則第1条及び第2条第1項は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

本附則第2条第2項は、本制度終了時(ただし、当会社の株主総会において本制度の変更又は継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該承認のとき)をもって削除する。

以上

4【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	NOK	イーグル工業
株式移転比率	1.00	1.00

(注) 1 株式の割当比率

NOKの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、イーグル工業の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付します。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社で協議の上、変更することがあります。

2 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：207,154,136株

上記は、NOKの2026年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（160,903,090株）及びイーグル工業の2026年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（49,757,821株）を前提として算出しています。但し、基準時まで、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、NOKの2026年3月31日時点における自己株式数（233株）及びイーグル工業の2026年3月31日時点における自己株式数（3,506,542株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

また、NOK又はイーグル工業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の2026年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

割当ての内容の根拠及び理由

上記「(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、NOKは、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を選定しました。一方、イーグル工業は、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を選定しました。下記「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関より、2025年11月7日付で株式移転比率に関する算定書を取得しております。また、イーグル工業においては、下記「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、NOK及びイーグル工業との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成されるイーグル工業特別委員会（下記「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」で定義します。）を設置し、当該特別委員会から2025年11月7日付で本経営統合が一般株主にとって公正であるものと認められる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）を取得しています。

両社は、各社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言並びに下記「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「イ．独立した法律事務所からの助言」に記載の各社の法務アドバイザーからの助言に加え、イーグル工業においては下記「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「ウ．イーグル工業における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のイーグル工業特別委員会より取得した本答申書を、さらに、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、両社の財務状況、業績動向、資産の状況、将来の見通し、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、株式移転比率について慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2025年11月10日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、本経営統合契約において合意いたしました。

なお、株式移転比率が合意された2025年11月10日以降、本有価証券届出書提出日現在までに一定の期間が経過しておりますが、NOKは2026年5月20日開催の取締役会において、イーグル工業は2026年5月21日開催の取締役会において、それぞれ2026年3月期の両社の決算内容、同日までの株価その他両社の状況変化を踏まえてもなお、当該株式移転比率は引き続き妥当であり、変更の必要はないと判断しております。

算定に関する事項

ア．算定機関の名称及び両社との関係

NOKの算定機関である大和証券及びイーグル工業の算定機関であるみずほ証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、NOK及びイーグル工業の株主たる地位を有しているほかNOK及びイーグル工業に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本経営統合に関してNOK及びイーグル工業との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本経営統合に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行の株主及び貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式価値の算定を行っているとのことです。イーグル工業は、みずほ証券において適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていること、イーグル工業とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等に鑑み、第三者算定機関としての独立性が確保されていると判断しました。

また、みずほ証券に対する報酬には、本経営統合の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、イーグル工業は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系によりみずほ証券をイーグル工業のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しました。

イ．算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、NOKは大和証券を第三者算定機関として選定し、イーグル工業はみずほ証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、NOK及びイーグル工業が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。以下の株式移転比率の算定レンジは、NOKの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、イーグル工業の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価基準法	0.97～1.01
DCF法	0.57～1.50

市場株価基準法においては、本株式移転の公表日の前営業日である2025年11月7日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるNOK及びイーグル工業の算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、NOKについては、足元の収益環境及び業績等を踏まえて現時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した2026年3月期から2029年3月期までの4期分の財務予測、NOKの2026年3月期第1四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、NOKが2026年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって、企業価値や株式価値を算定し、株式移転比率を算定しております。なお、当該財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期について、運転資本の増加により、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの減少が見込まれております。2027年3月期については、運転資本の減少によりフリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。2028年3月期については、シール事業及び電子部品事業における堅調な販売拡大による売上高の増加等の影響により、営業利益は前年度からの増益が見込まれております。また、売上高増加に伴う運転資本の増加により、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの減少が見込まれております。2029年3月期については、設備投資額が減少することに加え、運転資本の減少によりフリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。なお、本経営統合の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測に加味しておらず、これを算定の基礎とした大和証券による算定にも盛り込まれておりません。

他方、イーグル工業については、イーグル工業が足元の収益環境及び業績等を踏まえて現時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した2026年3月期から2029年3月期までの4期分の財務予測、イーグル工業の2026年3月期第1四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、イーグル工

業が2026年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を算定し、株式移転比率を算定しております。なお、当該財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期について、半導体業界向け事業における堅調な販売拡大による売上高の増加等の影響により、営業利益は前年度からの増益が見込まれております。また、同様の背景から、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。2027年3月期については、設備投資額の減少によりフリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。2028年3月期については、設備投資額の増加により、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの減少が見込まれております。2029年3月期については、設備投資額の減少により、フリー・キャッシュ・フローは前年度からの増加が見込まれております。なお、本経営統合の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測に加味しておらず、これを算定の基礎とした大和証券による算定にも盛り込まれておりません。

大和証券は、両社株式の株式価値の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等をそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の算定は、2025年11月7日までの上記情報を反映したものです。

みずほ証券は、NOK及びイーグル工業が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、また両社とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用し、算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。以下の株式移転比率の算定レンジは、NOKの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、イーグル工業の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価基準法	0.97～1.01
類似企業比較法	0.82～1.29
DCF法	0.72～1.34

なお、市場株価基準法では、本株式移転の公表日の前営業日である2025年11月7日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるNOK及びイーグル工業の算定基準日終値並びに算定基準日から過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の各期間の終値の単純平均値を用いてそれぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率を算定いたしました。

類似企業比較法では、NOKと比較的類似する事業を営む上場企業として、豊田合成株式会社及び株式会社ニフコを、イーグル工業と比較的類似する事業を営む上場企業として、THK株式会社、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ、株式会社椿本チエイン、株式会社キッツ及びオイレ工業株式会社をそれぞれ選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて両社の1株あたりの価値の算定を行い、株式移転比率を算定しました。

DCF法では、NOKについては、NOKが足元の収益環境及び業績等を踏まえて現時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した2026年3月期から2029年3月期までの4期分の事業計画における財務予測、NOKの2026年3月期第1四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、NOKが2026年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を算定し、株式移転比率を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、8.3%～9.3%を採用しております。継続価値の算定にあたっては、永久成長法及びEXITマルチプル法を採用しております。永久成長法では永久成長率を、外部環境等を総合的に勘案の上、1.5%～2.5%とし、継続価値を387,032百万円～542,504百万円と算定しております。EXITマルチプル法では企業価値に対するEBITDAの倍率を、類似企業比較法で選定した上場企業の水準を勘案の上、3.8倍～4.8倍とし、継続価値を292,522百万円～383,249百万円までと算定しております。また、NOKが保有するイーグル工業株式に係る分を除く投資有価証券を株式価値算定に重要な影響を及ぼす非事業用資産として計上したうえで、NOKが保有するイーグル工業株式については、持分法による投資利益をEBITDAに加算することで、フリー・キャッシュ・フローにおいて勘案しております。なお、みずほ証券がDCF法で算定の前提とした財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。なお、当該財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期については、シール事業における設備投資額が一時的に増加すること等の影響により、フリー・キャッシュ・フローは前年度から40.2%の減少が見込まれております。2028年3月期については、シール事業及び電子部品事業における堅調な販売拡大による売上高の増加等の影響により、営業利益は前年度から43.9%の増益となりますが、運転資本の増加等によりフリー・キャッシュ・フローは前年度から31.9%の減少が見込まれております。2029年3月期については、電子部品事

業における設備投資額の減少等により、フリー・キャッシュ・フローは前年度から164.0%の増加が見込まれております。なお、本経営統合の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測に加味しておらず、これを算定の基礎としたみずほ証券による算定にも盛り込まれておりません。

（単位：百万円）

	2026年3月期 (9ヶ月)	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	555,033	706,526	757,179	780,453
営業利益	25,898	29,214	42,032	50,077
EBITDA	64,729	83,746	99,353	108,381
フリー・キャッシュ・ フロー	26,830	21,481	14,629	38,619

他方、イーグル工業については、イーグル工業が足元の収益環境及び業績等を踏まえて現時点で合理的に予測可能な期間を対象期間として作成した2026年3月期から2029年3月期までの4期分の財務予測、イーグル工業の2026年3月期第1四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、イーグル工業が2026年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値や株式価値を算定し、株式移転比率を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、8.4%～9.4%を採用しております。継続価値の算定にあたっては、永久成長法及びEXITマルチプル法を採用しております。永久成長法では永久成長率を、外部環境等を総合的に勘案の上、1.5%～2.5%とし、継続価値を139,863百万円～194,781百万円と算定しております。EXITマルチプル法では企業価値に対するEBITDAの倍率を、類似企業比較法で選定した上場企業の水準を勘案の上、5.6倍～6.6倍とし、継続価値を121,180百万円～147,785百万円と算定しております。また、投資有価証券を株式価値算定に重要な影響を及ぼす非事業用資産として計上しております。なお、みずほ証券がDCF法で算定の前提とした財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。なお、当該財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期については、主に半導体業界向け事業における堅調な販売拡大による売上高の増加等の影響により、営業利益は前年度から37.7%の増益となり、フリー・キャッシュ・フローは前年度から44.9%の増加が見込まれております。2027年3月期については、主に自動車・建設機械業界向け事業及び船用業界向け事業における設備投資額の減少により、フリー・キャッシュ・フローは前年度から50.7%の増加が見込まれております。2029年3月期については、主に半導体業界向け事業における設備投資額の減少により、フリー・キャッシュ・フローは前年度から38.2%の増加が見込まれております。なお、本経営統合の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測に加味しておらず、これを算定の基礎としたみずほ証券による算定にも盛り込まれておりません。

（単位：百万円）

	2026年3月期 (9ヶ月)	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	132,511	178,000	184,000	192,000
営業利益	8,702	11,300	12,300	14,500
EBITDA	20,369	27,160	28,054	30,269
フリー・キャッシュ・ フロー	7,251	12,831	10,071	13,921

みずほ証券は、上記株式移転比率の算定に際して、公開情報並びにNOK及びイーグル工業からみずほ証券に提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、みずほ証券は両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券は、両社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。みずほ証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。みずほ証券の株式移転比率の算定は、2025年11月7日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。

上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場にテクニカル上場を行う予定です。上場日は、共同持株会社の設立登記日である2026年10月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026年9月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

NOKは、イーグル工業の発行済株式総数（自己株式を除く。）の32.03%（2025年9月30日現在）の株式を保有するイーグル工業のその他の関係会社であり、また、イーグル工業はNOKの関連会社であるため、本株式移転は、イーグル工業にとって支配株主との重要な取引に該当せず、また、共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場にテクニカル上場を行う予定であり、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合に該当しませんが、NOKは、イーグル工業のその他の関係会社であることから、本株式移転について、イーグル工業に東京証券取引所の有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用される場合に該当します。そこで、両社は、株式移転比率とその他本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております（利益相反を回避するための措置を含みます。）。

ア．独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「(2)株式移転比率の算定根拠等」の「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、各社から独立した第三者算定機関として、NOKは大和証券を、イーグル工業はみずほ証券をそれぞれ選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式移転比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

イ．独立した法律事務所からの助言

本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、各社は、各社から独立した法務アドバイザーとして、NOKは森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を、イーグル工業は西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続き及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、各社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ウ．イーグル工業における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

イーグル工業は、NOKがイーグル工業株式の32.03%（2025年9月30日時点）を所有しており、イーグル工業のその他の関係会社であることから、本株式移転を含む本経営統合に構造的な利益相反の問題が存在し得ることを踏まえ、本経営統合の検討にあたり、本株式移転を含む本経営統合の公正性を担保し、本経営統合に関する意思決定の恣意性を排除し、イーグル工業の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するとともに、イーグル工業が本経営統合を行う旨の決定をすることがイーグル工業の一般株主にとって公正であることを確認することを目的として、いずれも、NOK及びイーグル工業と利害関係を有しておらず、イーグル工業の社外取締役である山澤梨沙氏、及びイーグル工業の社外取締役であり監査等委員である小池孝氏、庄野勝彦氏及び坂口昌子氏並びに社外有識者である安田昌彦氏（ベネディ・コンサルティング代表取締役社長・公認会計士）の5名によって構成される特別委員会（以下「イーグル工業特別委員会」といいます。）を設置いたしました（なお、イーグル工業特別委員会の委員長には、委員間の互選により、小池孝氏が選定されており、イーグル工業特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。

イーグル工業取締役会は、本経営統合を検討するにあたって、イーグル工業特別委員会に対し、本経営統合の目的の正当性・合理性（本経営統合がイーグル工業の企業価値向上に資するかを含みます。）、本経営統合の取引条件（本株式移転における株式移転比率を含みます。）の公正性、本経営統合に係る手続の公正性、本経営統合がイーグル工業の一般株主にとって公正か（以下「諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、イーグル工業取締役会は、イーグル工業特別委員会が、本経営統合がイーグル工業の一般株主にとって不利益なものであると判断した場合には、本経営統合に賛同しない（本経営統合に係る契約を締結しない）ものとするとともに、イーグル工業特別委員会に対し、(a)適切な判断を確保するためにイーグル工業の第三者算定機関、法務アドバイザー、財務アドバイザーその他のアドバイザー（以下、諮問事項において「アドバイザー等」といいます。）を指名若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限、(b)イーグル工業の費用負担の下、イーグル工業特別委員会のアドバイザー等を選任する権限（イーグル工業特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用はイーグル工業の負担とする。）、(c)イーグル工業の費用負担の下、イーグル工業特別委員会の職務を補助する者を選任する権限、(d)イーグル工業の取締役、従業員その他イーグル工業特別委員会が必要と認める者にイーグル工業特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、及び(e)必要に応じて本経営統合の条件等の交渉を行うこと又は交渉に関する指示をイーグル

工業に与える権限を付与することを決議しております。これを受けて、イーグル工業特別委員会は、その独立性及び専門性・実績等を検討の上、イーグル工業が選任したフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としてのみずほ証券及び法務アドバイザーとしての西村あさひ法律事務所・外国法共同事業について、いずれもNOK及びイーグル工業及び本経営統合の成否からの独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれをフィナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関及び法務アドバイザーとして承認した上で、イーグル工業特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

また、イーグル工業特別委員会は、本経営統合に係る検討に関与するイーグル工業の取締役等につき、NOK及びイーグル工業からの独立性が確保されており、利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

なお、イーグル工業特別委員会の報酬については、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、イーグル工業特別委員会の設置期間に応じた額の報酬を支払うものとされており、本経営統合の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

イーグル工業特別委員会は、2025年6月25日から2025年11月7日までに、合計14回、合計約19.7時間にわたって、全ての回に委員全員が出席の上開催したほか、会合外においても口頭又は電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、イーグル工業特別委員会は、()NOKに対して、本経営統合の提案に至った背景・経緯及び本経営統合の目的、本経営統合によって生じるシナジー、本経営統合後の経営方針や想定されるストラクチャー等に関するヒアリング、()イーグル工業に対する、NOKの提案内容に関する評価・検討状況等、NOKとの間の協議の内容等、みずほ証券によるイーグル工業株式の株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び作成方法に関するヒアリング、()みずほ証券に対する、本取引（本経営統合に係る取引をいう。以下同じ。）の内容及び進捗状況等、イーグル工業株式価値算定の内容・方法等に関するヒアリング、()西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に対する、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引に係る諸手続、本取引に係るイーグル工業特別委員会の審議の方法並びにNOKとの株式移転比率及びその他条件に関する交渉等についての助言を含む法的助言に関するヒアリング等を行っております。

その上で、イーグル工業特別委員会は、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び同社から2025年11月7日付で取得した株式移転比率算定書、並びに西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から得た法的助言を踏まえつつ、諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2025年11月7日付で、イーグル工業取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出いたしました。本答申書の詳細は、NOK及びイーグル工業が2025年11月10日に公表した「NOK株式会社とイーグル工業株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する統合契約書の締結及び株式移転計画の作成について」をご参照ください。

エ．イーグル工業における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）全員の承認

イーグル工業は、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び同社から取得した株式移転比率算定書、並びに西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から得た法的助言を踏まえつつ、イーグル工業特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本株式移転を含む本経営統合について慎重に協議及び検討しました。その結果、2025年11月10日開催のイーグル工業取締役会において、利害関係を有しない取締役12名（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致で、本経営統合契約の締結及び本株式移転計画の作成（注：NOK及びイーグル工業の間の2026年5月21日付合意による変更前のもの）を決議いたしました。

オ．イーグル工業における独立した検討体制の構築

イーグル工業は、NOK及び本株式移転の成否から独立した立場で、本株式移転に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、イーグル工業は、2025年6月20日に、NOKから本経営統合に係る提案を受領した日以降、本株式移転に関する検討（NOKの株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びにNOKとの協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

イーグル工業特別委員会は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の助言を踏まえ、本株式移転について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、NOK及び本株式移転の成否から独立した利害関係を有する者が参加していないことを確認いたしました。これらの取扱いを含め、イーグル工業の検討体制に、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、イーグル工業特別委員会の承認を得ております。

カ．他の買収者による買収機会の確保（マーケット・チェック）

イーグル工業及びNOKは、本経営統合契約において、本経営統合契約締結日以降、イーグル工業及びNOKのいずれもが、第三者に対し、本経営統合と重要な点において矛盾若しくは抵触し又は本経営統合の目的を阻害し得るような取引の提案又は勧誘を行ってはならない旨の取引保護条項を設定しております。

もっとも、本株式移転の効力発生日の14日前までにイーグル工業が抵触取引に係る真摯な提案を受けた場合、自らの取締役の善管注意義務を果たすために必要かつ合理的な範囲で、当該抵触取引に係る提案を行った第三者に対し情報提供し、又は第三者との間で協議及び交渉をすることは妨げられておりません。また、イーグル工業は、イーグル工業特別委員会が本答申書に係る答申内容を撤回し、かつ、当該抵触取引に係る提案に応じないことがイーグル工業の取締役の善管注意義務に違反すると合理的に判断した場合には、本経営統合契約を終了させることができる旨のFiduciary Out条項が設けられています。

加えて、本経営統合が公表されてから本株式移転の効力発生日である2026年10月1日までの間には約11ヶ月もの期間があるとともに、本株式移転に係る株式移転計画を承認するための株主総会決議は2026年6月下旬に開催予定と公表から約8ヶ月もの期間があることから、イーグル工業の株主に対し、本株式移転に係る株式移転計画に賛成するか否かを適切に判断するための時間と機会を確保するとともに、イーグル工業の株式について、NOK以外の者にも、対抗的な買付け等を行う機会が確保されています。以上を踏まえると、本経営統合契約において取引保護条項が規定されていたとしても、イーグル工業による間接的なマーケット・チェックの実施の効果を阻害するものではないと評価できると考えております。

また、本経営統合の検討過程において、イーグル工業は、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本株式移転においては、上記のとおりいわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されているものと認められるほか、上記ア．からオ．までのとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが実施されていないことのみをもって、本経営統合における手続の公正性が損なわれるものではないと考えております。

5【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

該当事項はありません。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

NOK又はイーグル工業の株主が、その有するNOKの普通株式又はイーグル工業の普通株式につき、NOK又はイーグル工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、NOKの株主は2026年6月25日に開催予定の定時株主総会に先立って、イーグル工業の株主は2026年6月24日に開催予定の定時株主総会に先立って、本株式移転に反対する旨をそれぞれNOK又はイーグル工業に対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、NOK又はイーグル工業が、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ア．NOK

NOKの普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年6月25日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、NOKの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、NOKに提出する必要があります。）。

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、NOKに2026年6月24日午後5時15分までに到達するように返送する必要があります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱います。インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を利用の上、画面の案内に従って、2026年6月24日午後5時15分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとなります。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとなります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、NOKに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、NOKは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

イ．イーグル工業

イーグル工業の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2026年6月24日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、イーグル工業の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、イーグル工業に提出する必要があります。）。

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、イーグル工業に2026年6月23日午後5時15分までに到達するように返送する必要があります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱います。インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を利用の上、画面の案内に従って、2026年6月23日午後5時15分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとなります。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとなります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、イーグル工業に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、イーグル工業は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される共同持株会社の普通株式は、基準時における両社の最終の株主名簿に記載又は記録された両社の普通株式の株主に割り当てられます。

両社の普通株式の株主は、自己のNOK又はイーグル工業の普通株式が記録されている振替口座に、共同持株会社の普通株式が記録されることにより、共同持株会社の株式を受け取ることになります。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

新株予約権の買取請求権の行使の方法について

両社は、本有価証券届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

両社は、本有価証券届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、NOKにおいてはイーグル工業の、イーグル工業においてはNOKの最終事業年度に係る計算書類等の内容、NOKにおいてはイーグル工業の、イーグル工業においてはNOKの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）の内容、並びにNOKにおいてはNOKの、イーグル工業においてはイーグル工業の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項を記載した書面を、両社の本店にNOKは2026年6月10日に、イーグル工業は2026年6月9日にそれぞれ備え置く予定です。

の書類は、2025年11月10日開催の両社の取締役会において承認され、その後、2026年5月21日付で両者の間で締結された本覚書に基づき変更された本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、NOKの2026年3月期又はイーグル工業の2026年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、NOKにおいてはイーグル工業の2026年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、イーグル工業においてはNOKの2026年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。の書類は、NOKにおいてはNOKの2026年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、イーグル工業においてはイーグル工業の2026年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれ両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役会決議（両社） いずれも本覚書による変更前のもの	2025年11月10日（月）
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成（両社） いずれも本覚書による変更前のもの	2025年11月10日（月）
定時株主総会に係る基準日（両社）	2026年3月31日（火）
本覚書の締結（両社）	2026年5月21日（木）
本株式移転計画承認定時株主総会（イーグル工業）	2026年6月24日（水）（予定）
本株式移転計画承認定時株主総会（NOK）	2026年6月25日（木）（予定）
東京証券取引所最終売買日（両社）	2026年9月28日（月）（予定）
東京証券取引所上場廃止日（両社）	2026年9月29日（火）（予定）
本株式移転効力発生日（共同持株会社設立登記日） 共同持株会社株式上場日	2026年10月1日（木）（予定）

（注） 上記は現時点での予定であり、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

NOK又はイーグル工業の株主が、その有するNOKの普通株式又はイーグル工業の普通株式につき、NOK又はイーグル工業に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、NOKの株主は2026年6月25日に開催予定の定時株主総会に先立って、イーグル工業の株主は2026年6月24日に開催予定の定時株主総会に先立って、本株式移転に反対する旨をそれぞれNOK又はイーグル工業に対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、NOK又はイーグル工業が、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

両社は、本有価証券届出書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券届出書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の共同持株会社

上記のとおり、共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券届出書提出日現在において財務情報はありませんが、両社の最終連結会計年度（2026年3月期）の主要な経営指標である「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。なお、以下の数値は、本経営統合以前から持分法適用関係であった両社の連結決算数値の合算値に一部修正を加えた数値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。

売上高（百万円）	885,424
営業利益（百万円）	46,486
経常利益（百万円）	63,832
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	52,993

(3) 組織再編成対象会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の連結会計年度に係る主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

NOK

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	116期	第117期	第118期	第119期	第120期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (百万円)	682,507	709,956	750,502	766,859	738,434
経常利益 (百万円)	46,168	26,557	40,285	48,057	49,835
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	25,835	13,320	31,602	30,320	46,338
包括利益 (百万円)	59,367	40,097	92,732	17,034	88,165
純資産額 (百万円)	554,355	577,346	639,001	623,421	670,270
総資産額 (百万円)	857,324	862,750	952,379	898,667	951,650
1株当たり純資産額 (円)	2,903.78	3,082.93	3,561.00	3,548.90	3,933.75
1株当たり当期純利益 (円)	149.37	77.55	188.34	184.81	284.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.6	60.6	61.5	64.4	65.7
自己資本利益率 (%)	5.38	2.60	5.70	5.21	7.70
株価収益率 (倍)	7.68	18.87	11.11	11.85	9.83
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	54,999	46,030	89,153	91,594	68,156
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	37,972	35,159	29,722	43,183	10,259
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	32,070	21,441	34,038	48,162	47,078
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	111,247	104,117	136,256	136,149	156,706
従業員数 (人)	37,613	37,913	38,097	37,958	36,655
[外、平均臨時雇用者数]	[2,300]	[2,285]	[2,295]	[2,411]	[2,339]

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり情報の算定上の基礎となる「期中平均株式数」及び「期末株式数」は、役員報酬BIP信託及び従業員持株会信託型ESOPが所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。なお、役員報酬BIP信託は2022年8月より開始しております。従業員持株会信託型ESOPは2023年2月より開始しております。

3 本表には2026年3月期の数値を記載しており、これらにつきましては金融商品取引法に基づく監査終了前の数値となります。

イーグル工業
 主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等の推移

回次	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	140,842	157,380	167,042	168,172	177,488
経常利益 (百万円)	10,811	12,277	13,799	12,024	17,170
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	5,713	6,796	7,491	4,877	9,828
包括利益 (百万円)	14,255	15,738	23,389	5,144	26,613
純資産額 (百万円)	103,094	112,930	125,671	122,519	142,621
総資産額 (百万円)	180,955	193,232	209,914	203,484	228,581
1株当たり純資産額 (円)	1,920.35	2,169.53	2,570.06	2,517.54	2,927.77
1株当たり当期純利益 (円)	116.34	139.82	160.84	107.51	216.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.1	54.0	55.6	55.9	58.2
自己資本利益率 (%)	6.4	6.8	6.8	4.2	8.0
株価収益率 (倍)	8.39	8.50	11.39	18.21	13.12
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	12,238	12,323	17,741	13,692	22,037
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	6,845	8,054	12,027	10,440	8,774
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	11,554	3,168	6,409	8,312	8,251
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	27,001	29,271	31,054	24,890	32,154
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	6,393 [1,243]	6,300 [1,250]	6,280 [1,286]	6,268 [1,205]	6,188 [1,207]

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 第69期以降の1株当たり情報の算定上の基礎となる「期中平均株式数」及び「期末株式数」は、役員報酬BIP信託口及び従業員持株会信託型ESOPの信託口が保有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

3 本表には2026年3月期の数値を記載しており、これらにつきましては金融商品取引法に基づく監査終了前の数値となります。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約
 （発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

- . 2025年11月10日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立することについて合意に達し、各社の取締役会決議に基づき本経営統合契約を締結し、本株式移転計画を作成いたしました。
- . 2026年5月21日 両社は、本覚書に基づき、当該株式移転計画書の別紙（共同持株会社の定款）を変更し、本株式移転計画を作成いたしました。
- . 2026年6月24日 イーグル工業は、その定時株主総会において、両社が、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、共同持株会社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- . 2026年6月25日 NOKは、その定時株主総会において、両社が、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、共同持株会社の完全子会社となることについて決議する予定です。
- . 2026年10月1日 両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）に記載のとおりです。

3【事業の内容】

共同持株会社は傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務を行う予定です。

また、共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（2026年3月31日）時点における事業の内容は以下のとおりです。

(1) NOK

NOKグループ（NOK及びNOKの関係会社）は、99社（NOK、子会社83社、関連会社15社）より構成され、シール製品、電子部品等の製造・販売を主な事業としております。

事業内容及びNOKと関係会社の当該事業に係る位置付け並びにセグメント情報との関連は、次のとおりであります。

生産拠点

国内生産においては、シール製品、その他製品をNOK、他27社が、電子部品をメクテック株、他1社が担当しております。

海外生産においては、シール製品、その他製品をタイNOK Co.,Ltd.、他16社が、電子部品をメクテックマニユファクチャリングCorp.珠海 Ltd.、他13社が担当しております。

販売拠点

国内販売においては、NOK、メクテック株他14社が担当しております。

海外販売においては、タイNOK Co.,Ltd.、メクテックCorp.香港 Ltd.他44社が担当しております。

需要先は、国内外の自動車、一般産業機械、電子・精密機器等、多岐の産業にわたっております。

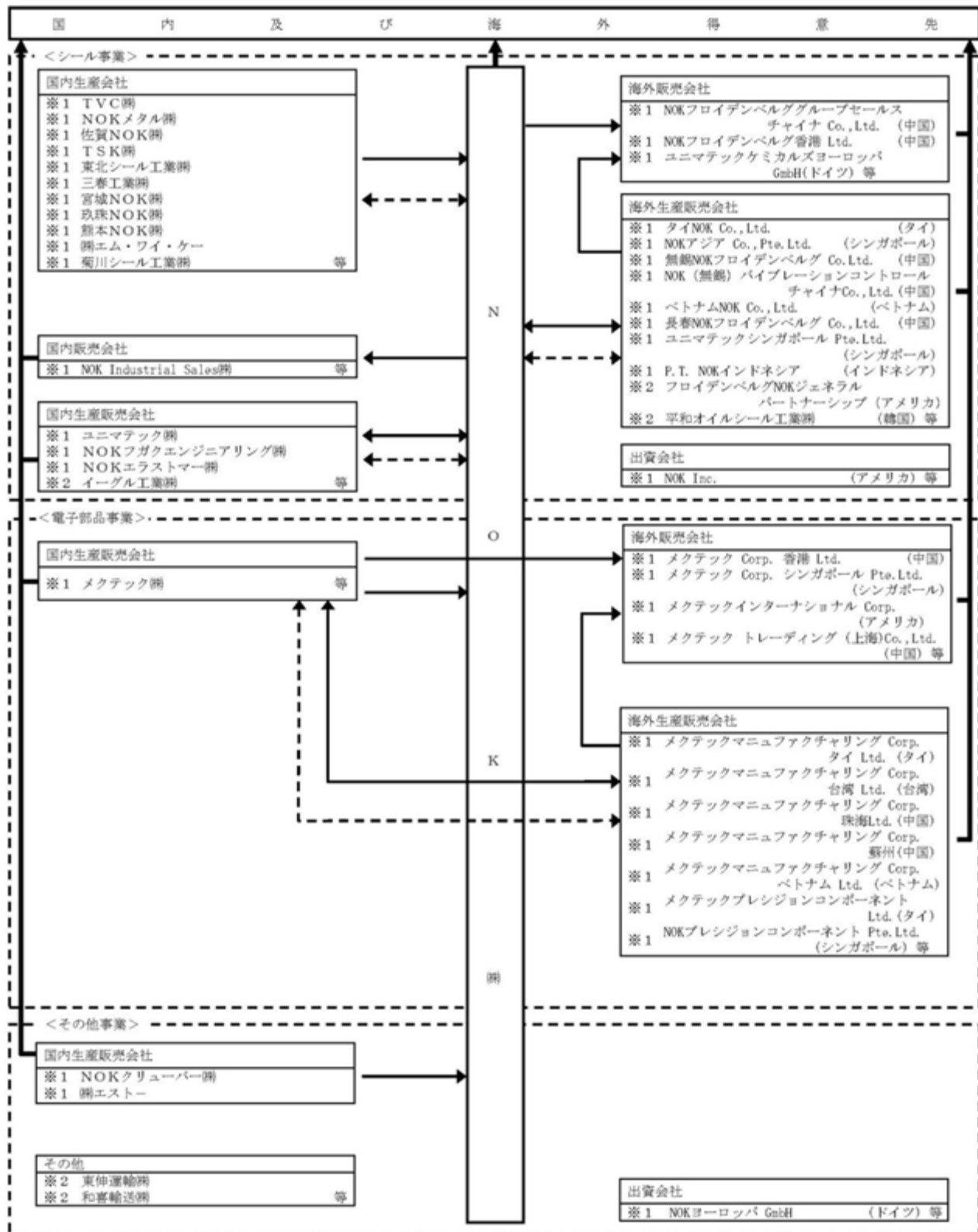
セグメント情報との関連

区分	主要製品	主要な会社
シール事業	オイルシール Oリング 防振ゴム 樹脂加工品 ガスケット 化学合成品 メカニカルシール	NOK(株) タイNOK Co.,Ltd. NOKアジア Co.,Pte.Ltd. 無錫NOKフロイデンベルグ Co.,Ltd. 佐賀NOK(株) ユニマテック(株) NOKエラストマー(株) NOKフガクエンジニアリング(株) NOK Industrial Sales(株) NOKフロイデンベルググループセールスチャイナ Co.,Ltd. イーグル工業(株) フロイデンベルグNOKジェネラルパートナーシップ
電子部品事業	フレキシブルサーキット プレジジョンコンポーネント	NOK(株) メクテック(株) メクテックマニュファクチャリングCorp.台湾 Ltd. メクテックマニュファクチャリングCorp.タイ Ltd. メクテックマニュファクチャリングCorp.珠海 Ltd. メクテックマニュファクチャリングCorp.蘇州 メクテックマニュファクチャリングCorp.ベトナム Ltd. メクテックプレジジョンコンポーネントタイ Ltd. メクテックCorp.香港 Ltd.
その他事業	特殊潤滑剤	NOK(株) NOKクリューバー(株) (株)エスター

(注) 上表の事業内容区分は、セグメント情報における事業区分と同一であります。

事業系統図

NOKグループについて図示すると次のとおりであります。



(注) 1. 製品の供給等
 原材料・半製品の供給等

2. ※1 連結子会社
 ※2 持分法適用関連会社

(2) イーグル工業

イーグル工業グループ(イーグル工業及びイーグル工業の関係会社)はイーグル工業株式会社、子会社43社、関連会社42社及びその他の関係会社により構成されております。イーグル工業グループは、次の5つの事業向けにメカニカルシール、特殊バルブ及びその他密封装置関連製品の製造並びに販売を主に、これらに附帯する保守・工事等を行っております。

自動車・建設機械業界向け事業.....主要な製品は自動車、建設機械向けのメカニカルシール(軸封装置)、特殊バルブ及び電力業界向けの特殊バルブであります。イーグル工業のほか、主に下記の関係会社で製造・販売を行っております。

(生産)

岡山イーグル(株)、島根イーグル(株)、広島イーグル(株)、イーグルインダストリー台湾CORP.、NEK CO.,LTD.、EKKイーグル(タイランド)CO.,LTD.、EKKイーグルインダストリーメキシコS.A. de C.V.、イーグルインダストリー(WUXI)CO.,LTD.、イーグルジムラックスB.V.、イーグルインダストリーフランスS.A.S.、イーグルインダストリーハンガリーKft.

(販売)

N O K(株)、イーグルインダストリー台湾CORP.、NEK CO.,LTD.、EKKイーグル(タイランド)CO.,LTD.、EKKイーグルインダストリーメキシコS.A. de C.V.、イーグルインダストリーセールスアンドサービス(WUXI)CO.,LTD.、EKKセールスヨーロッパB.V.、イーグルアクチュエータコンポーネンツGmbH&Co.KG、EKKイーグルアメリカINC.

一般産業機械業界向け事業.....主要な製品は産業機械、石油精製、石油化学プラント業界向けのメカニカルシール(軸封装置)であります。イーグル工業のほか、主に下記の関係会社で製造・販売を行っております。

(生産)

イーグルブルグマンジャパン(株)、イーグルブルグマン台湾CO.,LTD.、イーグルブルグマンインディアPVT.LTD.、イーグルブルグマンジャーマニーGmbH&Co.KG

(販売)

イーグルブルグマン台湾CO.,LTD.、イーグルブルグマンインディアPVT.LTD.、イーグルブルグマンコリアCO.,LTD.、イーグルブルグマンジャーマニーGmbH&Co.KG、イーグルブルグマンインダストリーズLP、イーグルブルグマンイタリアS.r.l.

半導体業界向け事業.....主要な製品は半導体製造装置向けの各種シール(軸封装置)及び電子機器、精密機器向け精密ベローズであります。イーグル工業のほか、主に下記の関係会社で製造・販売を行っております。

(生産)

新潟イーグル(株)、NEK CO.,LTD.、アリーナインストゥルメントCO.,LTD.

(販売)

EKKイーグルアメリカINC.、アリーナインストゥルメントCO.,LTD.

船用業界向け事業.....主要な製品は船尾管シール(軸封装置)・軸受であります。イーグル工業のほか、主に下記の関係会社で製造・販売を行っております。

(生産)

イーグルハイキャスト(株)、NEK CO.,LTD.

(販売)

EKKイーグルアメリカINC.、EKKイーグルアジアパシフィックPTE.LTD.、KEMELヨーロッパLTD.

航空宇宙業界向け事業.....主要な製品は航空機・ロケットエンジン向けの各種シール(軸封装置)、圧力センサーであります。イーグル工業のほか、主に下記の関係会社で製造・販売を行っております。

(生産)

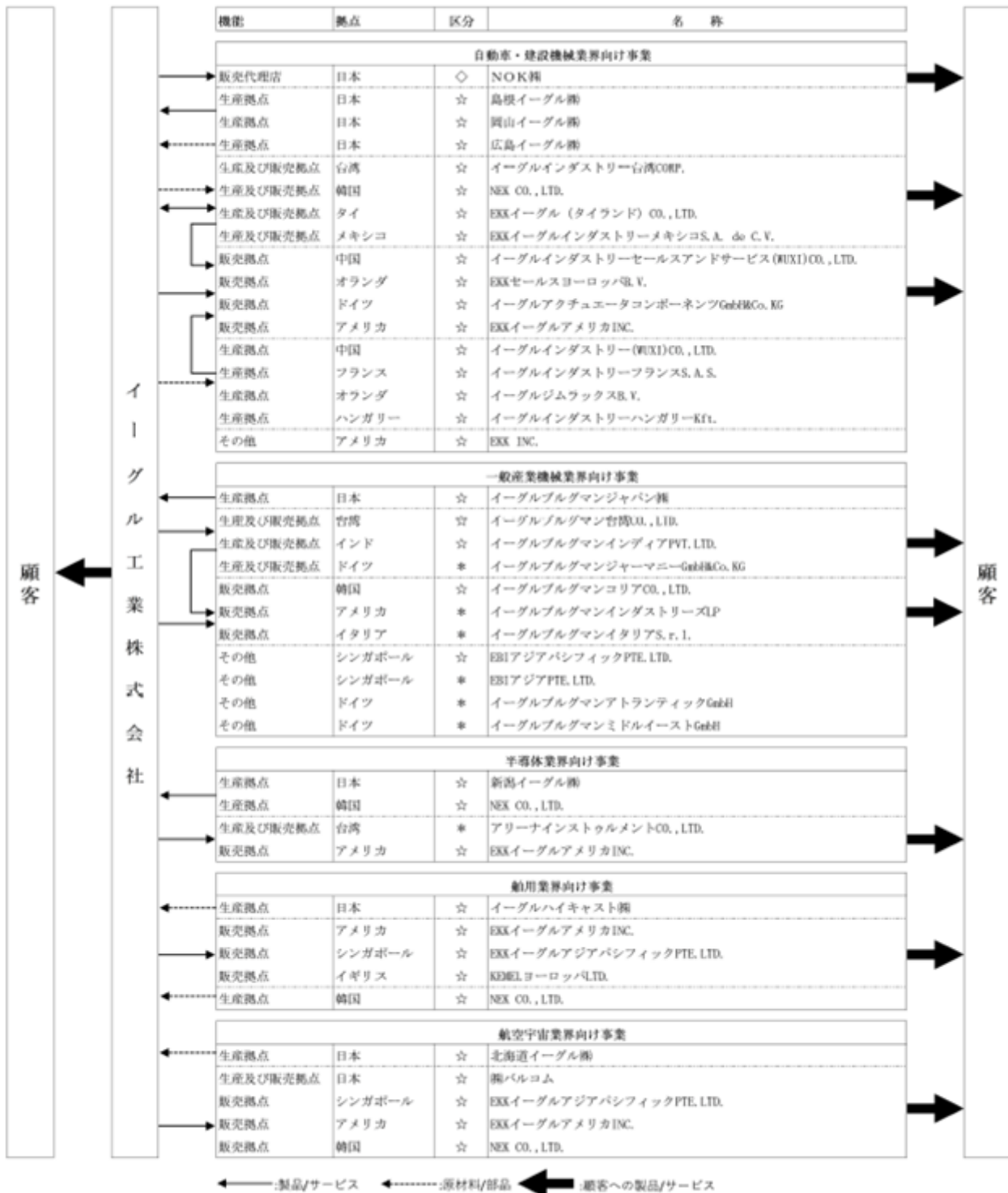
北海道イーグル(株)、(株)バルコム

(販売)

(株)バルコム、EKKイーグルアジアパシフィックPTE.LTD.、EKKイーグルアメリカINC.、NEK CO.,LTD.

事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(☆：連結子会社、*持分法適用会社、◇：その他の関係会社)

4【関係会社の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券届出書提出日現在において関係会社はありませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の概要については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）及び半期報告書（両社とも2025年11月13日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社のサステナビリティに関する考え方及び取組については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）及び半期報告書（両社とも2025年11月13日提出）をご参照ください。

3【事業等のリスク】

共同持株会社は本有価証券届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、共同持株会社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、共同持株会社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、共同持株会社の設立後は本有価証券届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが共同持株会社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた共同持株会社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。なお、文中における将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書提出日（2026年6月5日）現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

共同持株会社の設立は2026年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) NOKの事業等のリスク

NOKの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、2026年3月31日現在においてNOKグループが判断したものであります。

ア 事業戦略リスク

戦略リスク

a. 顧客の業績への依存について

NOKグループでは、シール製品及び電子機器部品の製造・販売が事業の大部分を占めており、これらの分野においては国内外の主要な自動車メーカー、建機メーカー、及び電子機器メーカー等を主な得意先としております。これらの顧客企業への売上は、その顧客企業の業績や予期しない契約の変更等、NOKグループにて管理できない要因により影響を受ける可能性があります。このような顧客への売上減少によりNOKグループの業績及び財務状況は影響を受ける可能性があります。NOKグループではバランスの取れた顧客構成を志向し、当該顧客企業への売上減少のリスクが最小限となるよう努めております。

b．他企業との提携について

NOKグループは、事業を展開する上で、他社と様々な提携活動を行っておりますが、提携先固有の事情による提携の解消等、NOKグループで管理できない要因により業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

とりわけ、NOKは1960年よりフロイデンベルグ社（以下同社）との間で、資本及び技術提携を行っており、NOKグループの事業展開において、同社（グループ企業含む）は、パートナー企業として重要な位置付けを有しております。1960年の提携以降、同社との関係は継続しており、今後においても、同社との提携関係は安定的に継続していくものとNOKグループは認識しておりますが、同社との提携関係又は同社の事業戦略等に変化が生じた場合においては、NOKグループの事業に対して影響を及ぼす可能性があります。

投資リスク**a．需要動向の変化による影響について**

NOKグループの主要製品であるオイルシール等については、主に内燃機関（エンジン）に用いられるものでありますが、近年においては燃料電池自動車、及び電気自動車も市場投入されております。そのためNOKグループでは将来の普及に備え、燃料電池自動車や電気自動車に搭載可能な新製品等に関する研究開発も進めております。しかしながら、現時点において将来、燃料電池自動車、及び電気自動車の普及がNOKグループの業績及び財務状況に与える影響を見通すことは困難であります。

また、自動車、建機、及び電子機器製品のコモディティ化の流れの中で、新興国等での現地メーカーの台頭もあり、今後より一層の競争激化とそれに起因する価格下落が生じ、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

市場リスク**a．為替変動の影響について**

NOKグループの当期連結売上高に占める海外売上高比率は約7割であり、各地域における為替動向が、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。このため為替予約等によるリスクヘッジを行っておりますが、必ずしも為替リスクを完全に回避するものではないため、NOKグループの業績及び財務状況は為替変動の影響を受ける可能性があります。

b．金利変動の影響について

NOKグループは、資金需要、調達手段、及び金融情勢を勘案し資金調達をしておりますが、金融情勢の変化により調達金利が変動した場合には、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

c．株式市場の動向による影響について

国内外の株式市場の動向は、NOKが保有する投資有価証券の評価額、及びNOKグループの年金資産の運用状況に影響を及ぼします。株式市場が低迷した場合、投資有価証券の評価損が発生する可能性、及び年金資産が目減りし、会社負担が増大する可能性があります。

d．原材料の価格変動について

NOKグループの製品の主要原材料である鋼板・合成ゴム・銅箔・樹脂フィルム・金等の価格は、需給動向等により変動しております。これら原材料価格の変動が即座に製品価格に反映されとは限らないため、原材料価格の変動により、NOKグループの業績及び財務状況は影響を受ける可能性があります。原材料価格変動の状況を鑑み、NOKグループでは原材料を安定かつ継続的に供給いただける事業パートナーを国内に限らず広く世界中に求めています。

イ 損失発生リスク

「損失発生リスク」については、会社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある危機の種類、及びそれを発生させる原因に基づき下記のとおり区分を行なっております。

<会社経営に重大な影響を及ぼす可能性がある危機・リスク区分>

危機の種類	原因	リスク区分
操業停止	火災・爆発	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスク ・信用リスク ・カントリーリスク
	自然災害（地震・水害・火山噴火等）	
	感染症（新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、SARS等）	
	材料供給停止	
	サイバー攻撃	
	不法な業務妨害	
	ライフライン途絶	
法令違反等の発生	司法（犯罪・利益供与等）	<ul style="list-style-type: none"> ・法的リスク ・信用リスク
	税務（税法違反等）	
	会社法・金融商品取引法（株主代表訴訟等）	
	環境（汚染等）	
	労働法（労基法違反・セクハラ等）	
従業員の死亡、重大な障害の発生、又はその恐れがある場合	労働災害	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスク ・カントリーリスク
	交通事故	
	自然災害（地震・水害・火山噴火等）	
	火災・爆発	
	海外での戦争・暴動・テロ・誘拐等	
訴訟		<ul style="list-style-type: none"> ・法的リスク
その他会社経営に重大な影響を及ぼす事項	重要な機密情報の紛失・漏洩	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク
	重大な品質問題	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各種リスク

各業務統轄部門は、想定される各リスクの評価について、予防対策を行なう前の素のリスクのことを「固有リスク」として、発生頻度を1年あたりの平均発生回数をもとに4段階で評点化し、それに損失規模を1回あたりの損害金額（直接の経済的損失額）をもとに5段階で評点化したものを乗じて算出しています。また、予防対策（ソフト面・ハード面）、保険・その他のヘッジについて有効性の評価（4段階にて評点化）を行ない、「固有リスク」からそれを除したものを対策後の「残余リスク」1として定量評価を実施しています。この「固有リスク」と「残余リスク」の評点を踏まえ重要性・緊急性を考慮し、抑え込みたいリスク項目に優先順位付けを行ない、重要なリスクについては各部門にてリスク管理項目に掲げて対策を実施しています。また、定期的に各リスク項目の評価を行ない、管理項目及び対策内容の見直しを実施し、継続的にリスク管理を行なっております。

（注） 1：残余リスク＝固有リスク（発生頻度×損失規模）- 対策の有効性

各区分における重要なリスクが現実化し損失が発生する可能性、並びに現在実施している予防対策・リスクヘッジは以下のとおりです。

法的リスク

a．法的規制等の影響について

NOKグループは、事業を展開する各国において様々な法規制の適用を受けております。法令に準じた社内規程やマニュアルの整備、各種教育によるコンプライアンス意識の醸成・周知徹底、外部専門家との連携体制の構築を図っておりますが、将来においてこれらの法規制が改正・強化された場合、新たな規制を遵守するために発生する追加コストの負担はNOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

b．訴訟その他の法的手続にかかわるリスクについて

NOKグループが、各国で事業を遂行する上で、グループ内部統制の体制の整備、外部専門家との連携体制の構築、各種保険への加入等によるリスクヘッジを行っておりますが、訴訟や規制当局による措置その他の法的手続の当事者となる可能性があります。これらの法的手続の結果、NOKグループに対して金銭的な賦課や事業遂行に関する制約が課された場合には、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

c．知的財産権侵害の影響について

NOKグループは、特許権その他の知的財産権の取得により自社の保有技術を保護すると共に、第三者の知的財産権に対する侵害の予防にも注意を払っております。しかし、国情の相違等からNOKグループの知的財産権の保護が十分に得られず販売減少や訴訟費用が発生した場合や、NOKグループの製品が意図せず他社の知的財産権を侵害したために販売中止や賠償金支払が必要となった場合、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

d．環境規制が及ぼす影響について

NOKグループは、各拠点における環境関連法令を遵守し、かつ顧客からの環境に関わる要請に対応するために必要な処置を講じておりますが、将来において法令や顧客要請が強化される、環境責任が発生する、事業活動が制約を受ける等の可能性があります。その対応の費用が多額となる場合は、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

カントリーリスク

a．政治経済情勢について

NOKグループは、日本、北米、欧州、中国、その他アジア諸国等において事業を展開しております。そのため、NOKグループが製品を製造・販売している国や地域の政治情勢や経済状況の変動により、NOKグループの業績及び財務状況は影響を受ける可能性があります。

災害リスク

a．自然災害等について

NOKグループは、地震・台風・洪水・火山の噴火等の自然災害や火災等の事故の発生により、NOKグループの生産活動や物流活動に支障をきたす事態に備えて、生産拠点の分散化や安全対策を行い事業継続のためにリスクの最小化に努めており、また各種保険の加入等によりリスクヘッジを行っております。しかしながら、これらの事態の発生を完全に防止又は軽減することができない可能性があり、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

b．感染症等について

NOKグループは、感染症等のパンデミックによる生産活動や物流活動に支障をきたす事態に備えて、生産拠点の分散化や安全対策を行い事業継続のためにリスクの最小化に努めております。

その中でも、2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大以降、対応マニュアルの策定、在宅勤務や時差出勤等の実施、リモートワークツール等の活用により業務を継続できる環境を確保する等、各種対策を講じて感染症等の影響の極小化を図っています。今後の状況により感染症等の感染拡大が発生した場合は、NOKグループを取巻く経済環境又は事業環境が悪化することにより、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

信用リスク

a．情報流出の影響について

NOKグループは、事業を遂行する上で、技術情報や個人情報等の機密情報を有しております。これらの情報の外部流出防止のため社内体制・手続を構築しておりますが、予期せぬ事態により情報が外部に流出した場合、社会的信用の低下や賠償金支払等により、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

b．サイバー攻撃等の影響について

NOKグループは、悪意のあるサイバー攻撃等による、操業停止、重要データの喪失、情報漏洩に対して、外部機関等を活用した調査・予防措置を実施しておりますが、未知の方法のサイバー攻撃により操業に影響を及ぼす可能性があります。

c．製品の品質問題が及ぼす影響について

NOKグループは、各生産拠点において世界的に認められた品質管理基準に従って製品を製造しておりますが、予測できない原因による製品の品質不具合の発生を皆無にすることは困難であります。万が一大幅なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の不具合が発生した場合、多大な対応コストや社会的信用の低下により、NOKグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

NOKグループでは、各リスクに対する上記の予防対策にもかかわらず、顕在化された「損失発生リスク」が会社経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合は、直ちに緊急対策本部を設置しグループ全体で迅速に対応を行うことにより、可能な限り事業継続を図り、顧客等のステークホルダーへの影響を最小化することに努めています。

また、NOKグループの事業の継続に障害となる事象（災害リスク）が発生した場合に、事業継続を確実にすると共に事業継続活動を継続的、かつ効果的に推進するための「事業継続マネジメントシステム」を構築し、その推進機関である「NOKグループBCM委員会」を設置して、事業継続計画（BCP）の立案、及び事業継続マネジメント（BCM）活動を推進しております。

(3) イーグル工業の事業等のリスク

イーグル工業の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、2026年3月31日現在においてイーグル工業グループが判断したものであります。

ア 事業等のリスクを把握する体制

イーグル工業グループではリスクマネジメント方針、リスクマネジメント規程に基づき、イーグル工業のサステナビリティ活動を統括するサステナビリティ委員会傘下にリスクマネジメント分科会を設置し、定期的に事業等のリスクに関する損失の危険等について予防保全体制の確認を行い有事に備える体制を整備しております。また個別のリスク事象に関しては、事例検討会等を継続的に実施し、これらの活動方針・活動状況についてはサステナビリティ委員会において協議検討後、取締役会へ定期的に報告を行っております。

イ 自動車業界等への依存について

イーグル工業グループの製品のうち、約5割は自動車業界及び自動車部品業界向けが占めており、イーグル工業グループの業績等は自動車生産及び販売動向の影響を受けております。また、電気自動車、燃料電池自動車等の普及進展によっても内燃機関向け既存製品の減少による影響を受けます。

自動車業界においては、自動車部品業界も含めて、グローバル化の一層の進展、世界規模での販売競争と業務提携や再編、調達コスト削減が進んでおり、加えて、国内完成車メーカー等における海外生産へのシフトも進んでおります。これに伴い、イーグル工業を含む部品メーカーに対しては、品質向上や納期厳守は当然のことながら、抜本的な原価低減、技術革新、グローバルな対応などの要請が強まっております。

これらに対応するためイーグル工業グループも徹底したTC D(Total Cost Down)、ムダ半活動（ムダの排除～すべてを半分に～）、グローバル生産体制の構築等に取り組んでおります。

ウ 技術変化への対応について

各業界における技術革新や品質向上にかかる要求等への対応が困難となった場合又はイーグル工業グループが保有する技術等について陳腐化が生じた場合には、イーグル工業グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

イーグル工業グループでは、多岐にわたる業界の幅広い要求に対応すべく、長年にわたり蓄積した回転・固定・往復動の密封技術を基盤にシナジーある新製品の開発を進めております。また、近年においては、カーボンニュートラルをはじめ持続可能な社会実現に向け、電気自動車の開発やイーグル工業製品が搭載される各機器の省力化、小型化等も進んでおり、次世代モビリティ・次世代エネルギー市場をターゲットとした研究開発を進めております。

エ 製品の品質問題が及ぼす影響について

イーグル工業グループは、各生産拠点において世界的に認められた品質管理基準に従って製品を製造しておりますが、万が一が一大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の不具合が発生した場合、多大な対応コストや社会的信用の低下により、イーグル工業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

イーグル工業グループでは「永遠のゼロ」をスローガンとした品質改善活動を継続して実施しております。

オ 海外展開について

イーグル工業グループにおける海外展開については、顧客の需要、品質及び生産コスト等を考慮し、最適地生産を行うことを基本方針としております。また、顧客の海外展開についても必要な対応を進めており、国内に加えて、アジア・オセアニア、欧州等の地域において製品供給体制を構築しております。

さらに、ドイツを中心としてメカニカルシール等の製造販売を行うイーグルブルグマンジャーマニー社との間で、一般産業機械業界向けメカニカルシール等の製造及び販売について合併事業を推進しております。

イーグル工業グループにおける海外事業の拡大に伴い、海外情勢や為替変動、海外市場の需給動向、所在地の法令改正等がイーグル工業グループの業績に影響を与える可能性があります。また、イーグルブルグマンジャーマニー社との今後のアライアンス及び海外事業展開がイーグル工業グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

カ 原材料・部品等の調達について

イーグル工業グループが調達する一部の特殊な原材料・部品等については、限られたサプライヤーに依存する場合があります。また、サプライヤー及びサプライヤーに関係する原材料メーカー等における被災、事故、倒産などによる、想定を超える原材料・部品等の供給中断、需要の急増による供給不足が発生した場合には、イーグル工業グループの業績に影響を与える可能性があります。

イーグル工業グループでは、原材料・部品等を複数のサプライヤーから購入することにより安定した調達を図り、生産に必要な原材料・部品等が十分に確保されるよう努めております。

キ 情報セキュリティについて

イーグル工業グループは、事業活動を通して入手した顧客・取引先に関する情報並びにイーグル工業グループ内の営業、技術、知的財産、ノウハウ等を含む機密情報や個人情報（以下、情報資産という）を保有しております。このため、サイバー攻撃、コンピュータ・ウィルスの感染、その他不測の事態によりこれらの情報資産が消失、改ざん、漏洩した場合、イーグル工業グループの社会的信用低下や損害賠償請求等により、イーグル工業グループの事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

イーグル工業グループでは、サイバー攻撃の高度化や被害の甚大化を受け、情報セキュリティ対策を適切に実施し、被害を防止・極小化することは重要課題の一つとして認識しております。その維持向上に向けイーグル工業グループの情報セキュリティ基本方針を定め、専門部署を設置し、グループ全体の情報セキュリティの強化を推進しております。これらに関する実務においては、セキュリティインシデントを含む情報漏洩に関しての事件、事故等の各事例の共有等とそれらの未然防止のためのサイバーセキュリティ対策の実施、周知等を実施しており、イーグル工業の事業活動に応じた、情報セキュリティに関する規程・基準の制定・運用を進めております。

また、情報セキュリティに関する従業員の知識向上・トレーニングを図るためのセキュリティ教育を継続実施しております。

ク 災害・パンデミックや社会インフラの障害について

想定を超える大地震や天変地異、パンデミック等による社会インフラの損壊等により生産・販売活動に著しい障害が生じた場合には、イーグル工業グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

イーグル工業グループでは従業員の安全確保を第一とし、被災した際の目標復旧期間をあらかじめ定め、減災対策の徹底、安全在庫の確保、調達先の複数化、代替部材の確保等、生産活動の停止や製品供給面での混乱を最小限におさえるBCM(Business Continuity Management)の構築を進めております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）及び半期報告書（両社とも2025年11月13日提出）をご参照ください。

5【重要な契約等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）及び半期報告書（両社とも2025年11月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要」をご参照ください。

6【研究開発活動】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の研究開発活動については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）及び半期報告書（両社とも2025年11月13日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2026年10月1日時点の共同持株会社の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	207,154,136	東京証券取引所 （プライム市場）	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。なお、共同持株会社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	207,154,136		

(注) 1. 上記発行数は、NOKの2026年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（160,903,090株）及びイーグル工業の2026年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（49,757,821株）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。なお、両社は、基準時まで、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、NOKの2026年3月31日時点における自己株式数（233株）及びイーグル工業の2026年3月31日時点における自己株式数（3,506,542株）は、上記の算出において、対象から除外しております。また、NOK又はイーグル工業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の2026年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、上記発行数が変動することがあります。

2. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

概要事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

概要事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

2026年10月1日時点の共同持株会社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額（百万 円）	資本準備金残 高（百万円）
2026年10月1日	207,154,136	207,154,136	5,000	5,000	370,000	370,000

(注) 上記は、NOKの2026年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（160,903,090株）及びイーグル工業の2026年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（49,757,821株）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。なお、両社は、基準時まで、それぞれが所有する自己株式

を消却する予定であるため、NOKの2026年3月31日時点における自己株式数（233株）及びイーグル工業の2026年3月31日時点における自己株式数（3,506,542株）は、上記の算出において、対象から除外しております。また、NOK又はイーグル工業の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の2026年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、上記発行数が変動することがあります。

（４）【所有者別状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となるNOK（2026年3月31日現在）及びイーグル工業（2026年3月31日現在）の所有者別状況は、以下のとおりです。

NOK

（2026年3月31日現在）

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	41	28	217	278	23	16,397	16,984	-
所有株式数（単元）	-	454,690	38,477	240,973	721,773	44	152,504	1,608,461	56,990
所有株式数の割合（％）	-	28.27	2.39	14.98	44.87	0.00	9.48	100	-

- （注）1．自己株式233株は「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に33株、それぞれ含めて記載しております。
- 2．役員報酬BIP信託が保有する当社株式1,583,307株は「金融機関」に15,833単元及び「単元未満株式の状況」に7株、それぞれ含めて記載しております。
- 3．従業員持株会信託型ESOPが保有する当社株式383,100株は、「金融機関」に3,831単元含めて記載しております。

イーグル工業

（2026年3月31日現在）

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	24	28	213	143	27	20,282	20,717	-
所有株式数（単元）	-	104,405	8,936	161,972	82,505	90	138,517	496,425	115,321
所有株式数の割合（％）	-	21.03	1.80	32.63	16.62	0.02	27.90	100.00	-

- （注）1．自己株式3,506,542株は「個人その他」に35,065単元、及び「単元未満株式の状況」に42株を含めて記載しております。
- 2．役員報酬BIP信託が保有する当社株式802,798株は「金融機関」に8,027単元及び「単元未満株式の状況」に98株、それぞれ含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券届出書提出日現在において共同持株会社株式の所有者はおりませんが、共同持株会社の完全子会社となるNOK（2026年3月31日現在）及びイーグル工業（2026年3月31日現在）の議決権の状況は、以下のとおりです。

【発行済株式】

ア NOK

(2026年 3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 292,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 160,553,900	1,605,539	-
単元未満株式	普通株式 56,990	-	-
発行済株式総数	160,903,090	-	-
総株主の議決権	-	1,605,539	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,583,307株(議決権の数15,833個)及び従業員持株会信託型E S O Pが保有する当社株式383,100株(議決権の数3,831個)が含まれております。

イ イーグル工業

(2026年 3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,506,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,136,000	461,360	-
単元未満株式	普通株式 115,321	-	-
発行済株式総数	49,757,821	-	-
総株主の議決権	-	461,360	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式802,798株(議決権の数8,027個)が含まれております。

【自己株式等】

共同持株会社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生時点において、共同持株会社の自己株式を保有しておりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となるNOK（2026年3月31日現在）及びイーグル工業（2026年3月31日現在）の自己株式については、以下のとおりです。

ア NOK

（2026年3月31日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） NOK株式会社	東京都港区芝大門1-12-15	200	-	200	0.00
（相互保有株式） 昭和機器工業株式会社	埼玉県比企郡嵐山町大字平澤2087	100,000	-	100,000	0.06
（相互保有株式） 東伸運輸株式会社	愛知県安城市尾崎町堤下11-1	82,000	-	82,000	0.05
（相互保有株式） 東輝産業株式会社	大阪府八尾市跡部北の町1-3-17	110,000	-	110,000	0.07
計	-	292,200	-	292,200	0.18

（注）役員報酬BIP信託が保有する当社株式1,583,307株及び従業員持株会信託型ESOPが保有する当社株式383,100株は、上記自己保有株式には含まれておりません。

イ イーグル工業

（2026年3月31日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
イーグル工業株式会社	東京都港区芝大門1-12-15	3,506,500		3,506,500	7.05
計		3,506,500		3,506,500	7.05

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

共同持株会社の具体的な配当方針は未定ですが、完全子会社となるNOKのこれまでのキャピタルアロケーション方針と同様に、資金使途として持続的な企業価値向上のための事業投資を最優先としながらも、累進配当による1株当たり配当額の段階的な向上を目指す予定です。

共同持株会社の剰余金の配当につきましては、毎年3月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、及び基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

配当の決定機関につきましては、共同持株会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって行うことができるものとする予定です。なお、株主総会決議によって配当の決定を行うことを排除するものではありません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

本株式移転後の共同持株会社（東京証券取引所プライム市場に上場予定）のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本有価証券届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

共同持株会社グループは、公正な競争を通じた付加価値の創出により、ステークホルダーの皆様が経済的な利益をもたらすだけでなく、社会から広く信頼され、皆様に誇りを感じていただける企業グループを目指してまいります。そのため、共同持株会社グループではコーポレート・ガバナンスの継続的な強化を経営上の重要課題の一つと位置づけ、その充実に邁進してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

共同持株会社は、取締役及び取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公正性の向上を図るために、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役による監査・監督の体制を構築する予定です。

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役5名で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督する予定です。構成員の氏名及び社外取締役に該当する者については（２）役員の状況に記載のとおりです。

監査等委員会は、5名の監査等委員である取締役に構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、監査等基準や監査方針等を決定するとともに、監査状況等の報告を受ける予定です。構成員の氏名及び社外取締役に該当する者については（２）役員の状況に記載のとおりです。

企業統治に関するその他の事項

ア 取締役の責任免除等

共同持株会社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨（但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とします。）を定款で定める予定です。

イ 取締役の定数

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とし、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款で定める予定です。

ウ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。なお、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

エ 株主総会の特別決議要件

共同持株会社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

オ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

イ 剰余金の配当

共同持株会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定める予定です。なお、株主総会決議によって剰余金の配当の決定等を行うことを排除するものではありません。また、共同持株会社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

カ その他の事項

その他の事項については、共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年10月1日に就任を予定している共同持株会社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する NOKの株式数 (2) 所有する イーグル工業 の株式数 (3) 割り当てら れる共同持株 会社の株式数
代表取締役 グループCEO	鶴 正雄	1980年6月13日生	2005年4月 NOK株式会社入社 2017年4月 同社執行役員 2020年4月 同社常務執行役員 2020年4月 同社事業推進本部長 2020年6月 同社取締役 2020年6月 同社専務取締役 2021年4月 同社代表取締役社長 2022年6月 同社代表取締役 社長執行役員就任（現任） 2023年6月 メクテック株式会社 代表取締役会長就任（現任） 2023年6月 NOKクリューパー株式会社 代表取締役会長就任（現任） 2023年6月 ユニマテック株式会社 代表取締役会長就任（現任） 2023年6月 NOK株式会社CEO 2024年6月 同社グループCEO就任（現任）	(注2)	(1) 106,100株 (2) - 株 (3) 106,100株
取締役グループCFO	武田 睦史	1962年10月6日生	1985年4月 山之内製薬株式会社（現アステラス製薬株式会社）入社 2014年4月 同社執行役員経営企画部長 2016年4月 同社執行役員経営推進部長 2017年4月 同社執行役員CFO 2018年4月 同社上席執行役員CFO兼グローバル調達部長 2020年1月 オリンパス株式会社入社 2020年4月 同社執行役員CFO 2025年4月 NOK株式会社入社 2025年4月 同社上席執行役員 2025年4月 同社財務戦略担当 2025年6月 同社取締役上席執行役員就任（現任） 2025年6月 同社グループCFO就任（現任）	(注2)	(1) - 株 (2) - 株 (3) - 株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する NOKの株式数 (2) 所有する イーグル工業 の株式数 (3) 割り当てら れる共同持株 会社の株式数
取締役グループCTO	佐藤 祐樹	1967年 1月30日生	1991年 4月 NOK株式会社入社 2020年 4月 同社執行役員 2020年 4月 同社技術本部長兼生産技術本部長 2023年 4月 同社Head of NOK R&D 2023年 6月 同社常務執行役員 2023年 6月 同社CTO 2024年 6月 同社取締役 上席執行役員就任（現任） 2024年 6月 同社グループCTO就任（現任） 2024年 6月 同社NOKグループR&Dヘッド就任（現任）	(注2)	(1) 3,600株 (2) - 株 (3) 3,600株
取締役	鶴 鉄二	1949年 8月16日生	1972年 4月 NOK株式会社入社 1977年 6月 NOK INC. 取締役副社長 1979年 6月 イーグル工業株式会社取締役 1981年 6月 マサチューセッツ工科大学経営大学院 修士課程修了（MBA取得） 1982年 1月 イーグル工業株式会社常務取締役 1984年 4月 同社専務取締役 1985年 6月 同社代表取締役副社長 1989年 6月 同社代表取締役社長 2006年 6月 NOK株式会社取締役 2018年 6月 イーグル工業株式会社代表取締役会長兼 社長（現任）	(注2)	(1) - 株 (2) 169,133株 (3) 169,133株
取締役 （常勤監査等委員）	林 一茂	1963年11月18日生	1991年 4月 NOK株式会社入社 2019年 7月 同社経理本部経理部長 2023年 4月 同社経理本部副本部長 2024年 6月 同社内部監査室長就任（現任）	(注3)	(1) 3,500株 (2) - 株 (3) 3,500株
取締役 （監査等委員）	藤岡 誠	1950年 3月27日生	1972年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省 1987年 6月 IEA（国際エネルギー機関）省エネ ルギー部長（在フランス） 1996年 6月 通商産業省大臣官房審議官 2001年 2月 アラブ首長国連邦駐特命全権大使 2003年 9月 経済産業省退官 2013年 6月 日本軽金属株式会社取締役副社長執行役 員 2015年 7月 公益社団法人新化学技術推進協会専務理 事 2016年 6月 NOK株式会社取締役 2024年 6月 同社取締役就任（監査等委員）（現任） 2024年 8月 同社指名・報酬諮問委員会委員長就任 （現任）	(注1、3)	(1) 9,300株 (2) 4,800株 (3) 14,100株
取締役 （監査等委員）	島田 直樹	1968年11月23日生	1993年 4月 アップルコンピュータ株式会社入社 1998年10月 株式会社ポストンコンサルティング グループ入社 2001年 9月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレク ションズ代表取締役就任（現任） 2022年 6月 NOK株式会社取締役 2024年 6月 同社取締役就任（監査等委員）（現任）	(注1、3)	(1) 10,000株 (2) 10,000株 (3) 20,000株
取締役 （監査等委員）	今田 素子	1967年 2月26日生	1991年 8月 株式会社同朋舎出版入社 1998年10月 株式会社メディアジーン（旧株式会社イ ンフォバーン）代表取締役就任（現任） 2023年 5月 株式会社TNL Mediagene代表取締役就任 （現任） 2023年 7月 TNL Mediagene取締役就任（現任） 2024年 6月 NOK株式会社取締役就任（監査等委員） （現任） 2025年 3月 株式会社インフォバーン取締役就任 （現任）	(注1、3)	(1) 600株 (2) - 株 (3) 600株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する NOKの株式数 (2) 所有する イーグル工業 の株式数 (3) 割り当てら れる共同持株 会社の株式数
取締役 (監査等委員)	梶谷 篤	1968年 7月 1日生	2000年 4月 弁護士登録 2016年 6月 NOK株式会社監査役 2017年 4月 第一東京弁護士会副会長 2018年 7月 信州大学社会基盤研究所特任教授就任 (現任) 2024年 6月 NOK株式会社取締役就任(監査等委員) (現任) 2024年 8月 順天堂大学医学部客員准教授就任 (現任)	(注1、3)	(1) 3,800株 (2) 1,000株 (3) 4,800株
計					(1) 136,900株 (2) 184,933株 (3) 321,833株

- (注) 1 取締役藤岡誠、島田直樹、今田素子、梶谷篤は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、共同持株会社の設立日である2026年10月1日から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2026年10月1日から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 所有する両社の株式数は、2026年3月31日現在の両社株式の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時まで、所有する株式数及び共同持株会社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 5 役名及び職名は、本有価証券届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しております。

社外役員の状況

共同持株会社は、取締役9名のうち、4名を社外取締役とする予定です。社外取締役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係並びに企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
藤岡 誠	資本的關係（社外取締役による共同持株会社株式の保有）については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。 なお、同氏は、日本製紙株式会社の社外取締役を兼務し、イーグル工業は同社との間に設備関連等の取引関係がありますが、年間取引額がイーグル工業及び日本製紙株式会社、両社グループの連結売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。	産業政策及び外交における豊かな経験と高い識見並びにそれらに基づいた企業経営の実績を有しており、新たに設立される共同持株会社においても、経営全般に対する適切な助言及び監査・監督を期待できると判断しております。
島田 直樹	資本的關係（社外取締役による共同持株会社株式の保有）については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	企業の経営者、コンサルタントとして会社経営に関する豊富な経験を有しており、新たに設立される共同持株会社においても、新規事業の創出も含めた事業展開やグループ戦略に対する適切な助言及び監査・監督を期待できると判断しております。
今田 素子	資本的關係（社外取締役による共同持株会社株式の保有）については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。 なお、同氏は、株式会社メディアジーンの代表取締役を兼務し、NOKは同社との間に広告制作委託等の取引関係がありますが、年間取引額がNOK及び株式会社メディアジーン、両社グループの連結売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。	日本国内だけでなくグローバルでの企業経営経験を有し、新たに設立される共同持株会社においても、経営や戦略的な対外施策に対する客観的で適切な助言及び監査・監督を期待できると判断しております。
梶谷 篤	資本的關係（社外取締役による共同持株会社株式の保有）については「役員一覧」に記載のとおりです。人的関係、取引関係その他の利害関係が生じる予定はありません。	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い識見を有し、新たに設立される共同持株会社においても、ガバナンスや経営全般に対する法的側面からの適切な助言及び監査・監督を期待できると判断しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

共同持株会社は、新設会社であり、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にする予定です。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、専門的な知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行う予定です。社外取締役が過半数を占める監査等委員会において、内部監査、会計監査及び内部統制部門とそれぞれの監査計画、監査結果を報告・共有し、情報交換を行い、相互に連携する予定です。共同持株会社は、新設会社であるため、詳細は未定です。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア NOK

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と非常勤監査等委員である社外取締役4名で構成されております。

監査等委員は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に基づく監査方針・監査計画に従って、取締役の業務執行の監査に加え内部統制システムの構築・運用状況の確認及び検証を行っております。また、会計監査人と定期的な意見交換を実施しております。

最近事業年度（2025年3月期）における監査の実績につきましては、以下に掲げる有価証券報告書及びその添付書類の監査の状況をご参照ください。

(ア) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第119期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

2025年6月23日関東財務局長に提出

(イ) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

イ イーグル工業

イーグル工業の監査等委員会監査は、監査等委員会の定めた監査方針及び日程に基づき、取締役会及びその他の重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により取締役の業務執行の監査を実施しております。

また、会計監査時には、会計監査人による監査への同行立会い若しくは会計監査人から監査結果報告を徴し、会計士監査の有効性を確認するとともに、内部監査部門の監査結果の報告を受けるなどの定期的な情報交換の実施によりイーグル工業全体の内部監査システムの有効性の確認を行っております。

これらの監査等委員会監査の活動は、定期的開催される代表取締役監査等委員会懇談会において監査計画、監査の活動を代表取締役へ報告し意見交換を行っております。また、監査等委員会は、監査等委員でない社外取締役へも報告説明、情報交換を行っており、経営全般における実効性のある監査等委員会監査を実行できる体制を整備しております。

最近事業年度（2025年3月期）における監査の実績につきましては、以下に掲げる有価証券報告書及びその添付書類の監査の状況をご参照ください。

(ア) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第71期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

2025年6月24日関東財務局長に提出

(イ) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

監査等委員会の具体的な検討事項としては、各事業年度における監査方針と重点監査事項を定め、それに基づく各監査活動の報告と協議を実施しております。監査方針と重点監査事項は、イーグル工業の経営計画に基づいた各事業の業務執行状況並びに会計監査の方針・状況に応じて、イーグル工業事業全般に精通する常勤監査等委員が監査方針を提案し、社外監査等委員がそれぞれの知見を活かした独立した意見を当該方針に反映して検討・策定しております。

また、常勤監査等委員の活動として、イーグル工業の各事業部門の主要会議体及びサステナビリティ委員会、リスクマネジメント分科会への出席や各拠点の往査並びに内部監査部門、会計監査人の監査に同行等、各監査活動により得た情報を逐次、監査等委員会にて共有し、業務執行及びそれらの内部監査並びに会計監査の活動状況を合理的に把握可能な監査体制整備に注力しております。

内部監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の内部監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア NOK

NOKは、監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行部門からの独立性を確保し、監査等委員会の監査機能を支援・補助するため、グループCEO直轄の内部監査室を設置しております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、NOK業務執行部門及び子会社の業務執行が内部統制システムに則り適切に実施されているか、並びに各業務統轄部門（コーポレート部門）の所管業務が業務執行部門及び子会社において内部統制システムのルールに基づき適法・適正に実施されているかについて確認・評価を行っております。また、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に基づいた評価業務を推進し、評価結果について監査等委員及び会計監査人に情報提供を行い連携しています。

なお、内部監査の実効性を確保するための仕組みとして、内部監査室がグループCEOへの報告に加え、取締役会及び監査等委員会に対して直接報告を行うデュアルレポーティングラインを構築しており、監査計画及び監査結果について定期的に報告し意見交換を行うなど連携を図っています。

イ イーグル工業

イーグル工業の内部監査は、社長により任命された内部監査員（10名）により構成されており、各部門及び関係会社の業務が適切かつ合理的に執行されているかを監査しております。具体的には、各規程に基づいた、子会社を含めたコンプライアンス、リスク管理体制の整備状況の確認や財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しており、内部統制システム全般が適切に運用されているかを監査しております。そしてこれらの活動は、定期的に監査等委員会への報告・意見交換を通じて実効性ある内部監査が実行できる体制を整備しており、本部長室長会、取締役会といった重要な会議体においても定期的に報告を行っております。

会計監査の状況

共同持株会社は新設する会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の会計監査人につきましては、監査法人日本橋事務所を選任する予定です。

監査報酬の内容等

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定めた上で、具体的な報酬等の額については取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定です。

なお、共同持株会社の設立の日から2027年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として共同持株会社から受ける財産上の利益の総額は、2026年6月25日に開催されるNOKの定時株主総会及び2026年6月24日に開催されるイーグル工業の定時株主総会にて、それぞれ承認されることが条件となりますが、本株式移転計画の別紙（共同持株会社の定款）において監査等委員でない取締役に対する金銭報酬等については年額460百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とし、監査等委員である取締役に対する報酬等については年額100百万円以内とする旨を定めております。また、上記取締役の報酬等の総額とは別枠で、取締役等を対象とした株式報酬制度に基づき、取締役に共同持株会社の株式報酬を支給いたします。その詳細については「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 (2) 株式移転計画の内容 別紙 NOK Group 株式会社定款 附則第2条（取締役の当初の報酬等）第2項」をご参照ください。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の株式の保有状況につきましては、両社の有価証券報告書（NOKについては2025年6月23日提出、イーグル工業については2025年6月24日提出）をご参照ください。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2)【従業員の状況】

共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の2026年3月31日現在における従業員の状況は以下のとおりです。

ア NOK

(ア) 連結会社の状況

(2026年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
シール事業	20,093 [1,553]
電子部品事業	16,260 [622]
その他事業	302 [164]
合計	36,655 [2,339]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、NOKグループ(NOK及び連結子会社)からグループ外への出向者を除き、グループ外からNOKグループへの出向者を含んでおります。

2 []内は直接雇用の臨時従業員数であり、年間の平均人員を外数で記載しております。

(イ) NOKの状況

(2026年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年令(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
3,153[418]	42.3	19.3	8,475,417	5.4

セグメントの名称	従業員数(人)
シール事業	3,076 [407]
電子部品事業	59 [7]
その他事業	18 [4]
合計	3,153 [418]

(注) 1 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2 従業員数は就業人員であり、NOKから社外への出向者を除き、社外からNOKへの出向者を含んでおります。

3 []内は直接雇用の臨時従業員数であり、年間の平均人員を外数で記載しております。

イ イーグル工業

(ア) 連結会社の状況

(2026年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
自動車・建設機械業界向け事業	3,180 [695]
一般産業機械業界向け事業	1,891 [340]
半導体業界向け事業	472 [53]
船用業界向け事業	287 [21]
航空宇宙業界向け事業	281 [60]
全社(共通)	77 [38]
合計	6,188 [1,207]

- (注) 1 従業員数は就業人員(イーグル工業グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からイーグル工業グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマー、有期雇用契約者は含み、人材会社からの派遣社員は除く。)は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものです。

(イ) イーグル工業の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
1,335[328]	41.8	16.1	8,992,612	7.8

セグメントの名称	従業員数(人)
自動車・建設機械業界向け事業	557 [189]
一般産業機械業界向け事業	160 [21]
半導体業界向け事業	239 [28]
船用業界向け事業	133 [13]
航空宇宙業界向け事業	169 [39]
全社(共通)	77 [38]
合計	1,335 [328]

- (注) 1 従業員数は就業人員(イーグル工業から他社への出向者を除き、他社からイーグル工業への出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマー、有期雇用契約者は含み、人材会社からの派遣社員は除く。)は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
- 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものです。

労働組合の状況

ア 共同持株会社

共同持株会社は新設会社ですので、未定です。

イ 連結会社

(ア) NOK

労働組合との間に、特記すべき事項はありません。

(イ) イーグル工業

結成年月日 1969年9月3日
組合名 NOKグループユニオン
組合員数 1,024名(2026年3月31日現在)
所属上部団体名 JAM
労使関係 労使協調を基本として、労使関係は安定しております。

管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

ア 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

イ 連結会社

(ア) NOK

a NOK

自 2025年4月1日 至 2026年3月31日				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
3.2	53.6	77.4	79.4	63.0

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

b 主要な連結子会社

自 2025年4月1日 至 2026年3月31日					
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
メクテック(株)	0.8	88.9	71.3	74.5	56.8
NOKクリューバー(株)	3.8	33.3	67.5	74.5	55.4
ユニマテック(株)	1.7	27.3	72.8	79.6	43.6
二本松NOK(株)	0.0	86.0	90.0	86.0	132.0
NOKメタル(株)	0.0	100.0	88.2	88.3	84.4
TSK(株)	0.0	40.0	89.0	89.0	100.0
宮城NOK(株)	0.0	100.0	84.5	94.9	84.6
菊川シール工業(株)	0.0	50.0	78.0	76.7	88.9
TVC(株)	5.6	75.0	79.1	81.9	86.5
佐賀NOK(株)	6.3	42.9	69.5	81.1	75.4
熊本NOK(株)	5.0	33.3	97.5	81.8	124.3
NOKフガクエンジニアリング(株)	4.3	54.5	71.7	84.5	64.3

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(イ) イーグル工業
a イーグル工業

自 2025年4月1日 至 2026年3月31日				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
5.5	90.7	75.3	81.2	53.7

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

b 連結子会社

自 2025年4月1日 至 2026年3月31日					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
イーグルブルグマン ジャパン(株)	3.1	100.0	78.0	85.0	78.0

(注)1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第5【経理の状況】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経理の状況については、各社の有価証券報告書（NOKにおいては2025年6月23日提出、イーグル工業においては2025年6月24日提出）及び半期報告書（両社とも2025年11月13日提出）をご参照ください。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

共同持株会社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	未定 三菱UFJ信託銀行 未定
公告掲載方法	共同持株会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

（注） 共同持株会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

共同持株会社には、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

共同持株会社は新設会社であり、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

ア NOK

事業年度 第119期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月23日関東財務局長に提出。

イ イーグル工業

事業年度 第71期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出。

【半期報告書】

ア NOK

事業年度 第120期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月13日関東財務局長に提出。

イ イーグル工業

事業年度 第72期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月13日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

ア NOK

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（2026年6月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月30日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年10月9日関東財務局長に提出。
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年11月11日関東財務局長に提出。
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月11日関東財務局長に提出。

イ イーグル工業

の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（2026年6月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月25日関東財務局長に提出。
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を2025年11月11日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

ア NOK

訂正報告書（上記 ア(3)の2025年11月11日付臨時報告書の訂正報告書）を2026年5月22日に関東財務局長に提出。

イ イーグル工業

訂正報告書（上記 イ(2)の2025年11月11日付臨時報告書の訂正報告書）を2026年5月22日に関東財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ア NOK

NOK株式会社 本店

(東京都港区芝大門 1 丁目12番15号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

イ イーグル工業

イーグル工業株式会社 本社

(東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本有価証券届出書提出日現在において株主はおりませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社の株主の状況（2026年3月31日現在）は以下のとおりです。

NOK

（2026年3月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の 割合（％）
フロイデンベルグ・エス・エー (常任代理人 鶴 正登) (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	Hoehnerweg 2-4 D-69469 Weinheim Germany (東京都目黒区) (東京都港区港南2-15-1)	43,457 (24,904) (3,681)	27.01 (15.48) (2.29)
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区赤坂1-8-1	13,274	8.25
正和地所株式会社	東京都港区芝大門1-12-15	8,773	5.45
第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	8,000	4.97
株式会社日本カストディ銀行（信託 口）	東京都中央区晴海1-8-12	7,184	4.47
NOK持株会	東京都港区芝大門1-12-15	3,880	2.41
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	3,203	1.99
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三 井住友銀行退職給付信託口）	東京都千代田区丸の内1-3-2	3,000	1.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2-15-1)	2,880	1.79
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	2,125	1.32
計	-	95,778	59.53

（注）1．所有株式数及び所有株式数の割合における（ ）内は、それぞれの常任代理人における内数を表示しております。

2．上記の発行済株式より除く自己株式には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,583,307株及び従業員持株会信託型E S O Pが保有する当社株式383,100株は含まれておりません。

イーグル工業

(2026年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の割合(%)
NOK株式会社	東京都港区芝大門1-12-15	14,812	32.03
フロイデンベルグ・エス・エー	東京都港区芝大門1-12-15 イーグル工業株式会社総務部気付	3,800	8.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	2,807	6.07
第一生命保険株式会社 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	2,758	5.96
イーグル工業持株会	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル B館14階	2,287	4.94
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	961	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76761口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	802	1.74
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	771	1.67
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	659	1.43
株式会社中国銀行 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	637	1.38
計	-	30,297	65.51

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

共同持株会社は会社法の株式移転の手續に基づき、2026年10月1日に設立予定であるため、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

共同持株会社は、会社法の株式移転の手續に基づき、2026年10月1日に設立予定であるため、本有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。